

第 5 1 4 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 6 月 2 0 日（木）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 6 月 2 0 日、第 5 1 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	会 計 管 理 者	福 永 知 美
住 民 生 活 課 長	山 本 克 典	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
町 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 5 号	2 番	竹 本 繁 夫	(1) 区長会要望について (2) 防災・災害対応について (3) 振り込め詐欺対策について
第 6 号	1 3 番	三 輪 一 朝	(1) 上井郷水路（農業用水路）における福崎町域部の福崎町管理化（河川指定）による治水力強化と諸対応について (2) 償却資産税の捕捉と税收について
第 7 号	3 番	牛 尾 雅 一	(1) 災害対策の取組について (2) 観光振興の取組について

第 8 号 8 番 小 林 博

(3) 交通安全対策の取組について

(1) 上下水道について

(2) 安全な町づくりについて

(3) 教育課題について

(4) 農業について

(5) 信頼と住民参加

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日10時頃にJアラートによる緊急地震速報訓練が実施されるため、
暫時休憩を予定しておりますので、ご了承ください。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
5番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。
質問の項目は
1、区長会要望について
2、防災・災害対応について
3、振り込め詐欺対策について
以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番、竹本繁夫です。議長の許可を得
まして、一般質問をさせていただきます。

今日から東京都知事選が始まり、7月7日投開票という期間でございますけど
も、予想される顔ぶれが50名というすごく多人数の立候補者がおられるみたい
だそうでございます。

それはさておき、ただいまから私の質問をさせていただきます。

昨年にも質問させていただきました令和5年度の区長会の新規要望が7件、継
続要望が11件とありましたが、その中で令和6年度において何件が予算に反映
されておるのか、そこを教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いした
いと思います。

企画財政課長 町の予算になりますが、新規要望7件中5件、継続要望11件中1件を令和6
年度に予算化いたしました。

竹本繁夫議員 その予算額を今、把握されておられましたら教えていただきたいと思います。

企画財政課長 新規要望5件で約2,000万円、継続要望1件については200万円に対応
しております。

竹本繁夫議員 その継続要望の1件の200万は場所はどこになりますか。

企画財政課長 継続要望1件につきましては、河川整備についての市川左岸堤防（長目区から
井ノ口区）の雑木伐採と除草をとということで、予算としましては、河川等清掃美

化委託料 1, 000 万、200 万円増額しまして、この 200 万円で対応としております。

竹本繁夫議員 継続要望の件数に対して町長も必要なのは予算化していくという考え方でおられる中では、ちょっと予算としては少ないんじゃないかなとちょっとそういうふうに思います。

これは今、区長会のほうでも要望が出ておる中では、私もそういう中では感じておるわけなんですけども、住民の安全安心を推進していくためには、いろいろな事業の取組が町では考えておられるとそう思う中で、その一つに防犯カメラの設置も最近いろんな交差点でつけられておるところでございます。

新聞等でね、大分前だったんですけども、加古川で 1, 600 か所設置されていることの報道がありました。町は現在こういった防犯カメラは何基設置されておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 先ほどですね、継続要望の予算 200 万円では 11 件中 1 件ということと少ないんじゃないかというようなお話であったんですけども、継続要望につきましては、ずっと長らくですね、難しかった課題が積み残って継続要望ということになっておりますので、もともと困難な課題だということが第 1 点。それから、県さんへの要望事項というのがたくさん含まれておりまして、そういった関係で継続要望がなかなか対応し切れていないと、こういった状況ですので、その点をご理解いただきたいなと思います。

住民生活課長 町内の今現在防犯カメラの設置台数は全部で 81 台です。令和 5 年度末で 81 台となっております。

竹本繁夫議員 先ほど町長のほうから、継続事業についての予算化自身が県に対しても要望していかなければならない点が多種あるということと、実際用地交渉とか、そういったところで地元の中でも率先してしやすくするような状態でなかったら、町も動きにくいということも理解するわけなんですけども、そういう中で、また継続の事業がスムーズにするように、また私、議員としても相談があれば応援していきたいなと、そのような思いでお話しさせていただいてます。まずそういう中で私はまだ区長会からの今年の要望は出ておらないんですけども、よく耳にしていくなで、交通量の多い、要は、変則な交差点、辻川区内の交差点でございますけども、結構出会い頭の交通事故や、昨年に猟奇的な、要は動物の首をはねたり、そういう事件が発生したこともあります。まだそういうようなことも未解決でございますけれども、そんな中で、犯罪の抑止効果がある、また子どもたちへの安心した見守り活動につながるということで、先ほど防犯カメラ設置に、私は町がもう少し予算化の検討をしていただけないものかなと、ちょっとそういうふうと思うわけなんですけども、その点いかがでございますか。

住民生活課長 議員おっしゃられるとおりです。防犯対策として効果的なものであるということは、この防犯カメラの設置は十分に効果があるというふうに認識しております。総合計画の中でもこの防犯カメラの設置につきましては目標値を立てております。その数値につきましては、具体的には年間 4 台程度ずつ設置していくことを目標値として掲げています。また自治会にも、自治会公共用施設整備事業補助金を活用して設置を働きかけていきたいと思っております。

ちなみに今年度、令和 6 年度では、町で 4 台分の予算を積算しております。また自治会においても令和 6 年度では 3 地区で設置していただく予定となっております。

竹本繁夫議員 そういう意味の中で防犯カメラの重要性というのを、町としても理解していただいていると思うわけなんですけども、私、日にちはちょっと分からないんです

けども、ちょっと一般質問の中で書いておらなかったんですけども、5月のときに、東中学でぼや騒ぎがありました。そういう小さなことなんですけども、教育委員会、教育長さんはそういうことは、連絡は入っておるわけなんですか。

教 育 長 先ほど言われました件ですが、5月18日の土曜日だと認識しております。東中の東門の付近を散歩しておられる方が職員室に東門の植木の下草が燃えているという連絡、電話が入ったそうです。たまたま土曜日ですが出勤しておった4名の職員で、バケツ等で消火したと。その後5時頃に私のほうへ連絡が入りました。そして、福崎警察に連絡をしております。そして中播消防署による現場検証が行われました。その結果、原因については推測はできるが、確かな原因はつかめていないという中播消防の見解でした。そのような連絡が中学校に入り、私のほうにも入っております。

竹本繁夫議員 どうもありがとうございます。なかなか小さなこと、小さなことというて、結果がぼや程度だったんで、そんなことを教育長さんの耳にも入っておるのかどうかというのが、ちょっと私なりに心配だったもので、ちょっとお聞きさせていただきました。というのは、私もぼやのときに警察の方、消防署の方ともちょっとお話した中で、基本的にはこの近くでそういう防犯カメラがあれば、そういう認知できておるのかなというところで、この辺でありますかと尋ねられたときに、いや、ちょっとないですと言うたもので、ちょうど私がこれを質問しておる中でマッチしたなとちょっと思ってます。

それと、余分な、これも話なんですけども、北海道の旭川で17歳の女子高校生が、これはいろんなSNSの関係で、殺害された事件の中で、橋から落とされて、ちょっとそういう事件があったわけなんですけども、その実行者の方がそのつり橋付近に防犯カメラがないことを知っておったから、そこで突き落としたりと。初めはそんなことしてないということを言われてましたけども、そういうことが、実際そこに防犯カメラがないためにということです。だからどこでも防犯カメラが設置できるかいうたらなかなかそれをそういうこともやはり電気の関係、また費用の関係ということもありますんで、今、住民生活課長さんから言われましたように年間4個ずつを増やしていく。今現在81台の設置されておるということで、これも私は住民の安全安心につなげていく。ただ、むやみにその辺がプライバシーとか今度逆にそういった問題も出てくるかも分かりませんけれども、不用意にそういうことには使わないという考え方で、防犯カメラの使う、そういう考え方をきっちりした中で、やはり必要ではないかなと、ちょっとそういうふうに思います。そういう中で、今後の防犯のカメラの設置数を増やしていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

次に、通学路の整備についてでございます。

通学路を子どもたちが安心して通学していくためには、これはもう表示板とか、注意喚起が必要なそういうところもまた多分これも住民生活課さんになると思うんですけども、そういった要望が毎年地域から出ておると思うんです。

今年の5月31日の、これも新聞等で、生活道路において、安心して交通規制、要は30キロなんですね。一般道路のうち速度規制がかかっていなくて中央線がない区間においては、車の最高速度を30キロにすると。これはもう道路交通施行令、これはそういったものを改正して、26年だから、来年再来年の9月に実施を目指しているということで、私どもの住んでおる自治会にしても、信号機を避けて、村の中を通られる車が結構多いんです。そういった中で交差点で、もう毎年のように、これは死亡事故は起こってないんですけども、接触事故が多数これまでも起こっております。住民生活課またはまちづくり課の世話になりながら、

カラー舗装したり、またガードレールをしたり、ちょっとそういうふうにしておるわけなんですけども、やはり私はそういったところがもし速度制限できるようになるんであったら、事前にどの地区が30キロの速度制限していったほうがいいかなというのを、町のほうも把握していただく、そのようなアンケートを考えて進めていただきたいなと、ちょっとそのように思うわけなんですけども、その点いかがでございますか。

住民生活課長 通学路の整備・改善につきましては、毎年開催しております通学路安全推進会議においてご要望をいただいております。関係機関と連携しながら改善に努めているところですが、生活道路における30キロ規制、いわゆるゾーン30の取組、その設定につきましても通学路安全推進会議もしくは各自治会から要望を上げていただくことがよいかと考えております。

竹本繁夫議員 この交通法の施行が変わればね、割と申請しやすいんじゃないかなと。地区内のやはりそういった接触事故、どの地区でもそういった問題が私はあると、そのように思っているわけなんですけども、ここは通学路であるとか、ちょっとそういう要望が多分看板の設置とか簡単にできるものならば、その推進会議の中で話し合っていたら、年間そういう看板の設置も何か所かしてあげてほしいなと、ちょっとそのように思いますので、その点いかがですか。

住民生活課長 ご要望をお聞きして、設置できるところはできる限り周囲の環境等鑑みながら設置していきたいと思います。

竹本繁夫議員 どうもありがとうございます。

次に、同じ先ほど継続要望の中で1件、河川の市川の左岸とか、ちょっとそういう清掃の今年度していただくということで話が合ったわけなんですけども、同じ県河川の中でも雲津川のね、上流部なんですけども、特に雲津川自身も市川と比べたらすごく幅やったら高さやったら、当たり前でございますけれども、これは流石いうんですか、実際そういうのは少ないけれども土砂等、また雑木が生い茂ってますので、水が流れる、流石、そういったものがすごく少なくなっておりますんで、泥上げのしゅんせつとか、そういったものがすごく必要な箇所が多いと感じるわけなんですけども、そういった特に多い箇所について、要望があれば検討していただけますか。

まちづくり課長 兵庫県のほうからは「雲津川のしゅんせつ、また雑草とかの除去につきましては、現地確認の上、ほかの河川の状況も見ながら、優先性や緊急性を考慮し、適宜実施していきます」という回答をいただいております。町としましても、県と一緒に現地のほうを確認させていただきながら、今後も引き続き、適切な維持管理の実施を県に対して要望していきたいと思います。

竹本繁夫議員 よろしくお願ひしたいと思います。たしか町のほうも、事業費の半分ぐらい県の事業費だけでなく一緒になってやってもらっているということを聞いてますんで、その点も併せてお願ひしたいと思います。

それでは、次に防災・災害対応について質問させていただきたいと思います。

災害が起こったときには本当に大変ということもあるわけなんですけども、やはり非常時、またこうなるまでに、事前にやはりこれまで準備しておかなければならないものが、いろんなものがあると思うわけなんですけども、私は、この災害が起こったときに何が一番備蓄品として大事と思われておるのか、執行部としての考え方を教えてほしいなと思いますんで、よろしくお願いします。

住民生活課長 一時的な滞在避難、そういったものに最低限必要な食料や生活用品、衛生用品、また応急復旧に必要な資機材等、その時々状況や場面に応じて、大事なものの、必要なものというものは多様になりますが、どのような状況におきましても即時

に対応できるよう備蓄品の充実に努めてまいります。

竹本繁夫議員 いい回答いただきまして、本当に何が起こるか分からないのが災害でございますので、そういうことも含めて、日頃からの訓練も併せてよろしくお願いしたいと思います。

次に、給食センターを私は防災拠点の一つに考えたらどうかなという考え方で提案させていただきたいなと思います。

ふだんは学校給食を提供しつつ、大災害時には非常時には備蓄する食料などを、そして自家発電機を使って炊き出しを担うことができる一番の施設と思っておられるわけなんですけども、ただ米飯は学校給食は別のところで福崎町はされておられるという話の中で、先日、淡路市のほうでは災害対応も兼ねた給食センターと考えており、名前も防災あんしんセンターと名づけておる中で、建物がそういったものを建てておられます。その施設は1階では日々の給食を作り、災害時には炊き出しが行われる。また3,000食もの多人数用のおにぎり、米飯ができるという施設でございます。当町においても、そういった大災害に対応する一つの施設として、今米飯は別としても、何かこういう給食センターのほうでできることはないかなと思うわけなんですけども、どうでしょうか。

住民生活課長 ご質問にありますような災害対応機能を有した給食センター、そういったもの全国11か所防災あんしんセンターというものがあるんですけども、そういった性質とはかけ離れておりますけども、地域防災計画の中では災害時における被災者に対する食料の供給対策としまして、食料の調理・加工ができる町立給食センターを一次的に炊き出し場に当てるというふうに定めております。そういった意味では防災拠点の一つになるのではないかなというふうに考えております。しかしながら議員おっしゃいますとおり、学校給食が再開される際には、炊き出し場として活用することが困難なこと、また米の炊飯機能を有していないこと、そういったことを考えますと、ほかの場所やほかの機能、そういったものを組み合わせた対応が必要となってこようかと思えます。

竹本繁夫議員 今の施設では、多分そういったことが限界であろうなど。でも今後給食センターにおいても、やはり老朽化し、また改修していく時期があると思いますので、そういうようなことの中でも位置づけに考えて、将来に向けて考えておいてほしいなというところで提案していきたいなと思います。

次に、福崎町内のコンビニエンスストアが何か所かあります。そういうような中で災害時に生活のインフラとしても、そういった施設が指定の公共機関という非常時については一緒に役割を担えていける、現在、町はいろんな事業者と災害時の協定も結んでおられると思いますので、これまで協定を事業者と何者ほど結んでおられるのか、またその内容の協定はどんな内容なのかちょっと併せて教えていただきたいと思います。

住民生活課長 現在災害に関する協定は24件、現時点で締結をしております。その内容は様々なもので、スーパーやホームセンターとは食料品や生活用品について優先かつ安定的に供給をしてもらうといった内容の協定、それから福崎町経営者協会とは、資機材、物資、施設の提供などについて、またLPガス協会とのガスや燃焼機器の優先供給に係るもの、またヤフー株式会社とは、災害時の情報発信についての協定など、そういったものを締結しております。

また自治体間におきましては、人員の応援要請や水道の給水応援、それから廃棄物処理に係る相互応援協定などがあります。

議長 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時03分

◇

議長 会議を再開いたします。

竹本繁夫議員 先ほど24件の協定を結んでおられるということでございます。その内容は多種多様に結ばれておるということで、これはもう本当にそういった町だけで準備しておくいうのも、本当に大変なことでございますので、そういった事業者のほうの協力を得ながら、町民の安全安心に、何か非常時が起こったときには、こういった助けが、業者と、こう結んでおるから、応援体制ができるというのは、一つは安心材料につながるのではないかなと、ちょっと思いますので、ありがとうございます。

次に、最後の質問でございます。振り込め詐欺の対策についてでございますけれども、これは本当にこの振り込め詐欺いうんですか、何でもそうなんですけど詐欺いうたらいろんなこれも種類があって、どれを言っているのか分からないんですけども、一つはこのたび、5月にも広報されておりましたように、固定電話に対して補助が出るということで、録音機能がついた電話機を購入したら、1万円の補助がありますよということで掲載されておりましたけれども、現在まで町のほうに対して申込みの件数は何件ほどあったのですか。

住民生活課長 昨日の時点で15件の申請がありました。

竹本繁夫議員 私が思った数字よりかなり少ないかなと本当に思います。でもそれまでも、個人のほうで事前にそういった機能付きの電話機をつけておられる方が、これはもう多いなと思います。もう本当にこういう詐欺に、福崎町だけじゃなくて全国的にはもうすごく詐欺に遭われた方が金額も増えておるというのは、これは実態でございます。もちろんインターネットが進んでおりますので、電話機だけじゃなくてそういったもの、SNSを通じたり、スマホを通じたり、いろんなことで詐欺も手口が多種多様に分かれてます。最近も投資を募って現金を振り込ませる。そして、携帯電話会社や行政、宅配業者を装って個人情報を入力を求めたりするなど、本当に巧妙で悪質化しております。株についても1月から始まりました新NISAなどの投資関連についても、また携帯電話会社や運送会社から通話料金の未払いや再配達を知らせるメールが突然送られてきます。何回も振り込んでない、支払われてない電気料金でも、この辺におっても東京電力のほうからまだ払ってないとかいうメールとかいうのが、本当に来ております。

でもこういう行為が、スマホに対してもそうですけれども、住民に少しでも安全安心していくためにも、こういったものは、詐欺が多いから、むやみに関わらない、またそういったものを危機意識を持ってもらえようことを町としても広報活動を、さらなる啓発をしてほしいなと思うわけなんですけれども、いかがでございますか。

地域振興課長 神崎郡消費生活中核センター、生活科学センター内の機関でございますが、出前講座や生活科学センター内の行事ごとに詐欺等の啓発講話、それからチラシの配布を行ったり、相談に来所された方にチラシを配布したりしております。また警察とも連携して被害防止対策キャンペーン活動も実施しているところでございます。

竹本繁夫議員 事あるごとに今課長のほうから回答していただきました出前講座とか、警察とも連携しながらという回答をいただいたわけなんですけれども、これは本当にこれからそういった中で様々な会議に、またイベント等あるたびに啓発活動を行っていただきたいなと、そういうふうに思ってます。

それで福崎町内で、だまされた、また、住民からそういった相談事がどれぐらいの問合せがあったのか、件数をちょっと教えていただいたら。金額面、だまされた金額がもし分かれば、そのことも含めて教えていただきたいと、そのように思います。

地域振興課長 令和５年度ですが、センターが受けたネット詐欺等の相談件数についてでございます。大手携帯会社、それから法務省を名乗った不審な電話による相談が１１件、それからフィッシングと思われる大手携帯電話会社・国の機関等かたった不審なメール・SNSに関する相談が９件、それからネット詐欺６件、還付金詐欺未遂１件で、全部で２７件でございます。

それから令和６年度４月から５月、それらに関する相談はありません。

また、兵庫県の警察ですが、兵庫県警の認知件数については、令和５年度１，２２４件、被害額は１９億９，０００万円、前年度に比べますと１４％増えているということでございまして、そのうち高齢者は８０％を占めております。検挙数は１９２件となっているところでございまして、福崎警察署管内でございしますが、認知されているものにつきましては１件、被害額は約８０万円でございます。

センターでは、相談に対する解決のお手伝いをしておりまして、内容によっては警察、それから弁護士、これ無料の相談がでございます。それらに相談をかけるように説明をしております。また、県の消費生活の部局とも連携を密にしまして、安全安心な住民生活を目指して取り組んでいるところでございます。

竹本繁夫議員 本当に大変多数の件数が県内では起こっております。幸いなことに、１件がいいとかいうことではありませんけれども、本当に最小の数で報告聞かせていただいた中では、少しは安心しております。

実際、こういう質問させていただく中では、私にもメールでそういったものがすごく毎日のように入ってきておりますので、本当にそういうことに関わらないでも大丈夫ですよということを住民に安心な場を、安全な場を設けていただく、そういったことが広報活動の一環、また、先ほども答えていただいた出前講座のこと、そして町もいろいろイベントある中で、そういったものを配布していただき、町民に少しでもこういったものが、詐欺が頻繁に起こっておるということを理解していただくために、再三くどいように啓発活動をしていただきたいなど、そういう取組をよろしく願いしまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

議長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

次、６番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

１、上井郷水路（農業用水路）における福崎町域部の福崎町管理化（河川指定）による治水力強化と諸対応について

２、償却資産税の捕捉と税収について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 失礼いたします。議席番号１３番、三輪でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず１つ目の質問でございます。上井郷という農業用水路に係る質問であります。

こちらについて先に述べる前にですね、行政の役割なり、政治がしてきたことというところの中で、世の中が変化してきた、あるいは変化しつつある状況ではですね、これまで自治体、あるいは国はその変化に対応する取組を進めてきているわけであります。その例とすれば、道路、あるいは橋梁整備、下水道の整備、

長寿命ですね、長生きの関係から介護保険であるとか、後期高齢者に係るそういった制度がその例であろうと思うのです。

このたび私は上井郷という農業用水路をテーマとさせていただいているのですが、これから述べていきます農業用水路が潤す土地利用に係る変化もその住民に直接関わる場所であろうというところから、質問をさせていただくわけでございます。

議長に許可を求めたいのですが、資料の配付につきましてお願いをいたします。
議長 許可いたします。
暫時休憩いたします。



休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 17 分



議長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 先ほど許可をいただきまして、資料を配付させていただきました。

これはこの地図の中身から説明させていただかないと、後の質問というところにつながりませんので、少々お時間を頂戴して説明させていただきます。

皆様方にお配りしておるのは A3 サイズの縦の用紙であります。黒い太い線が北から南、A3 を縦にしますと上が北、下側が南になります。これが上井郷農業用水路であります。そしてこの地図の左側、方向でいうと西側に当たりますが、点線の太い線を引いております。これが下井郷と呼ばれている水路でありまして、従来から上井郷はですね、この太い実線と太い点線の間についての水田、ほ場をかんがいしてきたわけであります。それと併せてお伝えしておきたいのが、この太い実線の右側、地図でいうと東側に当たるエリアに色づけしたエリアがあります。これは上井郷にですね、雨水が入ってくる。つまり上井郷の集水しているエリアであります。そしてこのエリアなんです、ピンクで示されたエリアが従来田んぼであったところが、店舗であったり住宅であったり、変わってきたところです。一部黄色のところは従来から宅地なりであったところ。そしてこの太い線、実線の右側ですけど、グリーンのところは従来から田んぼであったのが今も田んぼであるという、そういった線であります。そしてまた下井郷の太い点線とその右側の上井郷の実線のエリアなんです、赤で塗り込んだところがあります。これは従来、田んぼであったところが田んぼでなくなったエリアになります。黄色のエリアは従来から家屋であったり、ここでは田原小学校が黄色になっておたりしますが、そういったエリアであります。一部、上井郷と下井郷に挟まれたエリアにつきましても若干農地が残っている緑の部分であります、あるのが散見されると思います。

この上井郷なんです、取水はですね、市川町の岡部川から取水してございまして、この実線の太い黒い線ですね、市川の左岸でありますと、河岸段丘とですね、その氾濫原を境界付近になると思うんですが、これを北から南へ南下、南流しているというところであります。

福崎町におきましては井ノ口、北野、辻川、田尻、西光寺、中島を経て姫路市船津町の八幡に通じているものであります。

この太い実線と太い点線に挟まれた区域はほぼ水田であったようなことと捉えてもいいのではないかなと思います。あと播但連絡道路であったり中国縦貫道、そのインターチェンジ、あるいは店舗などなどで緑部分がなくなって赤いべた塗りになってきたというところでもあります。

この上井郷の水路につきましては、水路の開設、江戸期であったと思いますが、広大なほ場をかんがいしてきたということでもあります。

私の記憶によりますと中国縦貫道の建設前、約55年前ぐらいになりましょうか。当時の田原中学校、今の田原小学校のグラウンドの東端ぐらいから西光寺の仁王門付近の方向を望みますと視界を遮るものがなかった、つまり仁王門が見えたということも記憶しております。言い換えれば、上井郷の水路がかんがいに活躍していた頃、時期であったんだろうと思うのです。

そしてこの用水路なんですが、ご覧のとおり、今申し上げた集落名の中ではほとんど農業用水、この時期、田植の時期なんですがほとんど見かけないような状況になってきてまして、ざっと面積をですね、計算してみたんですが、水路の面積はこの福崎南ランプのところ、南のほうですね、色を塗っておりますが、それより北でという限定になりますが、残存農地は55年ぐらい前の5%未満であろうと思います。

そういったところからですね、あと船津町八幡のほうではあんまり田んぼから田んぼ以外、農地以外に転用されてないと聞いておりまして、水需要のほとんどが船津の八幡が占めていると関係者から聞いておるところであります。また、Googleの地図とかで見ましても航空写真で見ましても、田んぼがかなり残っているということでは思っております。これはあくまでも私見であります。

そういったところからお尋ねしたいのですが現時点では同水路、上井郷水路の農業用水の需要の大半については、姫路市船津町八幡が占めていることについて当局はどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 農業用水路として農作物のために必要なかんがいにおきましては、質問議員が言われていますように、現時点でいいますと受益の大半を姫路市船津町の八幡が占めているという見解になろうかと思えます。

三輪一朝議員 当局も同じ見解であったというところでご回答を頂戴しました。

それとあと一方、先ほどの地図をご覧いただいたところでも、目で確認いただいたと思うのですが、この太字の実線が上井郷なんですが、この太線の右側なんですね、これは上井郷が雨水を集水、水を集めているエリアです。つまり上井郷のほうが高くて、この上井郷の右側、そこより標高が高くて、上井郷のほうに水が入っているエリアということになります。

ここで地図もご覧いただきますと、中段の右側ですね、右のほうに大門の公民館という丸印に矢印、文字でもお示ししてございますが、このエリア付近の水も落ヶ池というため池、田尻に水利権があるため池でございまして、ここを経由して播但道沿いに南流して上井郷に流入しているという、そういったことも分かる地図であります。

一方、朱で、赤色で塗っておりますので分かりづらいのかもしれませんが、ショッピング、買物ができるライフの少し南でありますとか、あるいはすいません、ライフの東ですね、それとホームセンターのナンバの南辺りも一面が田んぼにあったのが朱色に、赤に変わっているというところの中で、ほとんど田んぼがなくなっているということもお分かりになれると思います。このナンバの南のエリアではですね、開発が進んできたことで、このエリアは田尻区になりますが、1戸が床下浸水したことは担当課もご存じであろうかと思えます。

またこういったことで一気に上井郷に雨水が流入するということで溢水のリスクが以前よりは保水力の関係で高まっているというところでもあります。そして町当局もご存じだろうと思うのですが、上井郷については、自然勾配に乏しく、流下能力、南のほうに持っていく能力が低いというにもかかわらず、この実線の右

側、つまり雨水の受け口となっていることにも治水上の問題もあって、この地図である仁王門の付近に川すそ川を接続させるという排水機能を高めようということであろうと思うのです。

そういったことで質問させていただくのですが、上井郷がかんがいしてきた田の急減ということで今農林振興課長様から言葉もいただいたんですが、この福崎町域におけるこの上井郷の有する機能であります、ほぼ排水路機能、これは言い過ぎかもしれないんですが、排水路機能に特化してきている。申し上げたように八幡のほうではまだまだ農業用水路という性格はあるのですが、福崎町域においては、ほぼ排水路機能に特化してきてしまっている。５０年とか、そういった時代がそうさせてきたのですが、そういったことに私は感じているのですが、このことに係る見解はいかがでしょうか。

農林振興課長 上井郷水路が、現代においてはほぼ排水路に特化していると思われるのは、そう思われても仕方がないのかなとは思いますが、そもそも歴史的にはかんがい用の水路として造られ、今では農作物のための農業用水ばかりではなく、近隣の宅地等の雨水排水用としての、また土砂やごみが堆積し、通水機能の低下を生じさせない水路の維持用水としての役割や、親水・景観保全・生態系保全などの機能を持った環境用水、消防用水利施設としましての防火用水など、様々な機能を有していると思っております。

議長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時４４分

◇

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、富田議員から早退届が提出されましたので報告しておきます。

三輪一朝議員 休憩前に引き続き質問をさせていただきます。

次の質問でございます。先ほどまでの質問の中で、この上井郷よりも標高の高い区域、この地図で申しますと、太い実線の右側、方向でいうと東側の一部、各集落の一部になるんですが、そのエリアから雨水が流入しているということを申し上げました。

そして再び申し上げるんですが、この地図でいう大門公民館の東の辺りから落ヶ池を経由して上井郷に合流する水路がございます。これらのこの水路の集水面積といいますか、水を集めるエリア、区域なんですが、町指定河川、町内にはいろいろな町指定河川がございます。この地図では示しておりませんが、中播消防署とか福崎警察署付近の南流、南を流れる戸崎川であるとか、そしてその付近になりますが、新町区域を南に流れる下河原川というんでしょうか、そういったそれぞれの集水面積と比較しても遜色はないのではないかと思います。

ということでその戸崎川、あるいは下河原川がそれぞれ町指定河川とされて、今申し上げた大門公民館の東辺りから落ヶ池を経て、上井に合流する水路が町指定の河川でないのはなぜかをお尋ねをいたします。

まちづくり課長 町河川、普通河川でございますが、こちらの指定基準の中には河川の下流端が、国・県の管理河川もしくは普通河川に合流していること、並びに河川の主目的が排水であり、農業用水、その他の用水としての要素が少ない河川となっております。上井郷水路につきましては、これらの基準に該当していないため、普通河川として指定はしておりません。

三輪一朝議員 私が考えていたとおりだなということは思いました。

とはいえですね、今まで申し上げてきた中の内容と連動、関係してくるのですが、町指定河川とはならずとも、この今申し上げた大門公民館辺りからの水が上井郷に入ってくるというところで、なおかつ上井郷が排水路機能もあるというご答弁を頂戴したのですが、勾配がない、あるいは一時部分的には逆勾配であるというふうなこともあるようなんですが、その相当な水位、高く水位を保たないと八幡のほうに水が送れないという、この同水路の性格もあってですね、一時的にざっと短時間で雨が降ると、西光寺の仁王門辺りから溢水をしてきたという歴史がございます。

その中でここしばらく、数か月前なんでしょうか、この地図の左下辺りの福崎南ランプとですね、この地図でいうと右ですね、福崎南ランプと福崎東中学を結ぶ太い道路がありますが、この交点あたりの上井郷から溢水をしたということも聞いております。

そういったところで雨水流入によって生じた部分もその影響はかなり大きいと思うのですが、この溢水対応について、同水路関係集落あるいは関係農業者が溢水対応の主体となっているようにもお聞きしております。治水という観点では、人間の生命・財産・生活を守るための事業であって、自治体の責務であろうと思うのですが、この上井郷が農業用水であるから、やっぱり主因が一時的な降雨にせよ、自治体が溢水対応の主体でないのか。なぜやっぱりそうなのかということでお尋ねをいたします。

上下水道課長 上井郷水路に限らずですね、ほかの水路においても溢水があった場合は、町や地元の水防団、それから町の担当課も協力して対応を行っているところであります。

溢水の原因の一つにはですね、議員おっしゃるように、上流からの雨水の流入も大きく関係していると認識しておりますので、そういった意味では、農業用水路であったとしても治水として捉えなければならない部分もあるというふうに考えております。

しかしながら、この上井郷水路においては、農業用水路の機能を十分に発揮させながら、同時に雨水排水の機能を持たせるということは、大変難しくてですね、溢水対策としましては、現在別のルートで雨水を排除するべく計画を持っております。ご承知のとおり、川すそ雨水幹線工事であります。計画では、仁王門から水路を分岐させまして新たな排水ルートで雨水を排除する、こういった工事を進めていこうとしております。この工事が完了しますと付近の溢水が大きく解消されるというふうに考えております。

三輪一朝議員 上下水道課長様からも言葉があったように、仁王門付近に川すそ川が接続されるというところについては大いにその効果を期待したいところであります。

とはいえ、農業用水としての一部の需要はまだ、福崎町域でも残っていることも事実です。とはいえ、今後、いろいろな変化も起こってこようかと思うのです。その先にはですね、この上井郷について、受水の大半のメリットを享受しておる八幡ということになりますので、姫路市との協議を始める必要性というところも思ったりしております。

つまり福崎町域でほぼ田んぼがなくなって、受水のメリットを受けているのが八幡であるとする、また各課長様からお言葉があったように、排水路という機能が町内においては主体であろうというところもあった中で、そして一部残っております上井郷の受水に係る農業者についても高齢化が進んできて農地としての利用がなされなくなる等々の問題も起こってこようかと思います。

そういったことで、今後、抜本的な対策がいずれせざるを得ないのではないかと、ただ農業用水という性格は当然大切なのですが、この質問の冒頭に申し上げましたように世の中の環境、状況がこの用水ということだと田んぼということになりますので、そういったことも含めて急変、50年という時間は長いようですが急変という言葉を使うとかなり変わってきておりますので、何らかの対応が必要であろうと思うのです。

その中で重複して申し上げることになりますが、福崎町域には、農業用水路の機能がほぼなくなるというか、ニーズが不要だという事態も想定されてこよう。そして、ということで町内では、この水路に係る便益の受給者が当然ゼロとなるということとひつついてきますので、この水路の維持主体としては姫路市の八幡地区がなってですね、その協議ということも将来的にどうなるんだろうというところか。

そして現時点におきましても八幡のほうに農業用水を送るというニーズは引き続いてあるということ、そして治水という観点から、これは福崎町域部になるんですが、仁王門辺りの川すそ川の接続なりというところの手配も必要、実際やってきていただいておりますので、そのニーズは依然として残るであろうということ。

そしてもう一方では同水路、この水路は経年劣化が進行していることなどなどですね、いろいろなことを申し上げましたけど、この上井郷の水路に係るその対応なんですが、将来的にやっぱり考えておくべきであろうと思うのです。上井郷と下井郷の間は、ほぼ農地から別の用地に転用されですね、ある意味福崎町は、固定資産税収もあってですね、そのメリットを受けているわけですから、また住宅地にもなっていくわけですからこの治水ということについても考えていただく時期が近づいているのではないかと思います。

これについて質問を求めようとしたのですが、これはお願いということで早く考えていただくべきことだという認識の下で、この1つ目の上井郷に係る一般質問を終えさせていただきます。

次の質問でございます。償却資産税の捕捉と税収についてであります。

まず税というところの持つ意味合いなんですが、適正かつ公平な課税の実現は納税する側にとって極めて重要な事項であると思うのです。そしてこの償却資産税ということになりますと、整理させていただきますと簡単に申し上げますけど、事業をするもの、事業体、会社ですね、この事業体において所得税や法人税などと同様に納税者が自ら申告を行うことで税額を確定させ納税する申告納税制度を採用しております。この償却資産税については、事業用の土地、家屋、軽自動車、一部の例外の自動車を除いた事業用の機械や備品、建物附属設備などの償却資産に課税する固定資産税であります。毎年元日の時点で保有している償却資産について、福崎町に申告して対象となる資産価値の1.4%を福崎町に納税するものであって、申告の受理、課税、徴収まで福崎町が行うものでございます。

町内で事業を行っていらっしゃる方がですね、事業を行うについては課税対象となる何らかの償却資産を有していることが大半であろうと思うのです。

償却資産税について税制審議会、政府の関係する審議会なんですが、2016年12月に次、これから申し上げます、次の制度執行上の問題があるということで発表しております。

まず1つ目であります。地方税法の規定では、市町村長は償却資産税において、毎年少なくとも1回は実地調査を行うこととされているが、多くの市町村においてはほとんど調査がなされておらず、課税客体、つまりどのような課税対象資産

があるかの捕捉、捉えることが不十分であるという執行上の問題があると申し述べています。

2つ目の問題です。現行の償却資産に係る固定資産税の課税の実態からは納税者間の公平が損なわれているとともに、納税者の税制に対する信頼を損なうおそれがあるとまで言っております。

そして、税制審議会は自治体によります課税客体の捕捉をしようとした場合、次の執行上の問題があるとも言っております。

3つありまして、1つ目が、税務職員の人員不足が恒常化しているために、調査が実施できていない。2つ目です。税務職員の知識、経験不足から立入調査が実施できていない。最後の3つ目であります。調査手法が確立されていない上に、市町村間で共有されていないなどなど税制審議会が指摘をしております。

そういったところで質問に入りたいと思います。まず最初の質問でございます。

福崎町内における事業者数は幾つあるのか。そのうち実質的に事業を行っている事業者数はどうなのか、お尋ねをいたします。

税 務 課 長 令和3年の経済センサスを見ますと、事業所数は1, 156事業所となっております。そのうち929事業所が事業を行っておりまして、調査時点で廃業となっている事業所は227事業所となっております。

三輪一朝議員 実際の活動を行っている企業との差異が当然生じているわけです。

そしたら今お聞きしました事業者数があるわけなんです、このうち福崎町に償却資産の申告書面を提出している事業者数は幾つあるのか、お尋ねをいたします。

税 務 課 長 令和6年度課税分でいいますと、1, 044件でございます。

三輪一朝議員 比較的多くの事業者が提出していらっしゃると思います。ただその中で償却資産税の納税の取り決め、ルールがあるのですが、この償却資産税課税の免税点が課税標準額が150万円以上あったら申告、課税対象となるということですので、償却資産税の申告の事業者数等のずれも当然生じてくるわけです。

そうしますと、今お聞きした千何がしという数字と関係しているわけなんです、次の質問になりますが、事業者は償却資産の申告義務があるものの申告しないことから福崎町が捕捉できていない事業者が存在する可能性についてどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

税 務 課 長 町が償却資産について、全ての事業者の状況を把握できているかといえば、できていないと思います。申告が漏れなく確実に行われることは、適正・公平な課税事務を遂行していく上で極めて重要でありますので、どのように捕捉していくかは今後の課題であると考えております。

三輪一朝議員 あと情報もなかなか難しいとは思いますが、各事業者の状況なんです、事業者単位でその対象となる償却資産に係る知識、納税に係る知識がないことから、一旦は申告しているんだけど、対象となる償却資産の全てを申告していない可能性についてもどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

税 務 課 長 償却資産申告の手引きというものを作成しております、対象の資産となるものや申告書の記載方法等については説明をしておりますが、漏れがあるかどうかまでは確認ができていないというような状況です。資産を多数所有している事業者などには税理士が担当している場合が多く、その場合は適切な申告ができていと認識しております。

三輪一朝議員 その税理士の関わり方にもよるんですが、全ての資産というところでは微妙な部分があるかと思います。

そうしましたら、あと福崎町としてですね、償却資産税の課税に係る課税客体

の捕捉についてなんですけど、事業者が償却資産税の申告書面を出してくると思います。それ以外で福崎町が何か利用している手段とか書式、そういった情報とか、またそういったものがあつたらその利用方法がありましたらお尋ねをいたします。

税 務 課 長 航空写真、太陽光発電の確認とかですね、そういったことに使う航空写真、あと法人町民税に係る設立・開設届、建築確認申請、営業許可の認定の状況等、あらゆる課税に必要なデータを収集しております。

三輪一朝議員 その部分についてはきちっとされているように思います。

そうしますと、このたびの質問の主体のところに入っていくわけなんですけど、自治体による償却資産の捕捉というところ、その事業者の調査ができるということに係る内容に入っていくわけなんですけど、この自治体による償却資産の確認調査についての法規定がございまして、1つ目として償却資産の申告内容が適正であることを確認するために地方税法第353条及び第408条に基づいて、問合せや資料の提供依頼、実地調査ができるということ。2つ目として、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことができる、当該のデータをもらえるという確認ができるというところを定めているようです。

そして今度、納税者たる事業者側の視点について申し上げたいと思うのですが、1つ目なんですけど、事業者は節税といいますか、合法的にしたいというところはあるのは当然であるのですが、償却資産税はですね、この町役場、町に申告する場合、保有している償却資産の申告イコール納税という捉え方をしますと、納税額を減少させたいということから、全ての保有償却資産を申告しないという心理が働く可能性があります。それと全く、次の心理なんですけど、全ての償却資産を申告しようという、そうした税務関係のことがあるわけなんですけど、これは法人額算定において損益計算書の保有償却資産から算出がなされる減価償却費についてであります。これは経費としてみなされて、事業者の利益を圧縮すること、つまり納税額を減少させる機能があることから、この損益計算に係る部分については全ての保有償却資産を申告すると思われるわけです。これは相反する事業者側の思いが生まれてきやすいという部分があります。

そういったところから、先段で申し上げました地方税法とかに何条とか申し上げましたが、そういった調査は有効に働く場合があるのではないかなと思うことから質問をさせていただきます。

今申し上げました地方税法の353条とか408条、また354条とか、申し上げましたが、福崎町における償却資産税の課税客体の捕捉について調査をなされているのかお尋ねをいたします。

税 務 課 長 地方税法第353条の質問検査権に基づいて、申告書の受理後、不備や疑義がある場合、電話での問合せを行っております。また地方税法第354条の2に基づく税務署への閲覧も実施しております。

地方税法第408条における実地調査につきましては、本格的なものとは違いかもかもしれませんが、家屋の新築に伴う店舗等の場合、家屋評価時に設備の状況も確認し、償却資産についての説明や申告を促し、家屋図面等からも申告の内容を照合しております。

三輪一朝議員 前向きに捉えていらっしゃるというところを把握したのですが、この捕捉というところで、実施されているというところなんですけど、このそれぞれの353条であるとか、354条について実施が始まったのはいつ頃からなのか、お尋ねをいたします。

税 務 課 長 税務署の閲覧についてはかなり以前から行われていたというように思うので

すが、記録に残っておりますのは、平成17年に市川町と合同で実施したのが最初でございます。電話等での問合せなどについてはいつから始まったかまでは不明です。

三輪一朝議員 そうしましたらこの問合せなど調査でですね、捕捉できた資産数の累計とか、捕捉できた税額とかについてデータがありましたら、直近の年度で結構ですので、お示ください。

税 務 課 長 令和5年度の調査実績となりますけれども、税務署での閲覧21件実施しております。また保健所等への営業許可照会なども7件、太陽光発電の照会、経済産業省に行う照会、捕捉償却累計につきましては、閲覧に基づいて発見した資産は3件、営業許可においては47件の資産を発見しております。

税収につきましては、税務署閲覧において課税標準額でいいますと、約77万円。税額にいいますと免税点未満のこともございますので、税収についてはゼロ円になります。

営業許可照会結果に基づく課税標準額については、約980万円が見つかりましたが、これも税額にすると免税点未満の分もありますので、税額にいいますと6万6,200円ということになります。

結果につきましては、工業団地にあるような大きな事業所は、税理士がおり適正に申告をしていると思われるので、調査に上がってくる事業者自体が小規模のものが多いため、結果として税収増にはあまりつながっていないというような状況でございます。

三輪一朝議員 かなり進んだといえますか、法に基づいた調査もなされているというところがあります。

その中でですね、申告があった事業者についての質問なりその関係の答弁を頂戴したわけなんです、償却資産税の申告書面、償却資産がなしという申告があった場合はどういうふうなアクションを取っておられるのかお尋ねをいたします。

税 務 課 長 資本金の大きなところや、外見から機械等を所有すると思われるものにつきましては、税務署での閲覧の調査を実施しております。

三輪一朝議員 事業体ですので何年かもう事業をするわけなんです、過去に資産なしと申告があつて以来ですね、その翌年以降全く申告がない場合とかがそういった場合についてはどのようなアクションを取っておられるのかお尋ねをいたします。

税 務 課 長 税務署の閲覧調査を行っております。また申告書を毎年送付し、継続して申告案内をしております。

三輪一朝議員 ある一定のレベルのアクションを取っていらっしゃるということで思います。

あと捕捉というところの観点でですね、取り組みやすいというところから実施していらっしゃる場所もあると思うのですが、自治体におきましてはですね、ホームページとかを見る限りなんです、例えば栃木県の矢板市、神奈川県藤沢市、滋賀県野洲市、あと富田林市、北九州市などなど償却資産について地方税法に規定に基づく調査をきちんとしますよというところまでホームページに載せて、事業者に対してある意味牽制とも取れるような動きを取っていらっしゃる自治体もございます。

福崎町については今税務課長からご答弁いただいたように、ある一定の部分をしていらっしゃるのですが、そのより一層の課税の公平、税制に対する信頼確保のまたいただいた数字では税収としてはそんなに多くないとはいえですね、公平性に係る事業者の思いは非常に大切であります。

そういったこともあってですね、これは最後の質問になりますが、尾崎町長にお尋ねをしたいのですが、こういった税収並びに課税の公平の観点等々からです

ね、これ以上にですね、本町は課税に係る取組をしていくのか、お尋ねをいたします。またその必要性についてもどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

町 長 固定資産税は住民税とともに財政を支える基幹税でございます。固定資産税を安定的に確保していくためには、納税者の信頼が必要不可欠であり、制度などについての知識や関心を持っていただくことは重要なことであろうと考えております。

適正・公平な課税を行っていく上で、申告が確実に漏れなく行われること、申告が正確に行われるよう、研修等で担当職員のスキルアップを図りながら、課税客体の把握、さらなる制度周知活動など、一層の取組を行っていきたいと考えております。

三輪一朝議員 課税に係るところはですね、公平感というところが非常に町長もおっしゃいましたように大事かと思いますので、一層の取組を期待いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。
次、7番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

- 1、災害対策の取組について
- 2、観光振興の取組について
- 3、交通安全対策の取組について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目の災害対策の取組についてお尋ねをいたします。

元旦に発生した能登半島地震から早くも6か月が経過をいたしました。現地では、インフラやライフラインがまだ復旧していない地域もあり、行政職員の方やボランティアの方のマンパワーも不足していると聞きます。

この能登半島は、少子高齢化や過疎化の課題もあり、復興への道のりは遠く、福崎町にとっても他人事ではないと考えております。また、近畿地方も、近年は例年よりも遅い6月中旬の梅雨入りになりそうで、出水期を迎えます。近年は、ゲリラ豪雨や集中豪雨による被害も増加しており、今後は台風の季節も近づいてまいります。自然災害はいつどこで発生するか分かりません。やはり日頃から備えが重要ですので、福崎町の災害対策の取組についてお尋ねをいたします。

近年の異常気象によりまして、4月16日には考えられないような大きなひょうが降りまして、西播、中播、加古川地域でですね、被害がありました。続きまして5月28日の大雨の被害状況についてお尋ねをいたします。

5月28日も大気の状態が不安定となりまして、大雨が降り、播磨地方に大雨警報・洪水警報が発令されました。福崎町内の被害状況はどのようなものだったのかお尋ねをいたします。

総務課長 5月28日の大雨でございますが、福崎町におきましては警報は発令はされず、大雨注意報と洪水注意報となっております。

町内の被害状況でございますが、町道ののり面が長さ約3メートルにわたって崩れた箇所がございました。これは道路の通行自体には支障のないものでございました。また河川、二級河川の市川ですね、市川の新町大井堰で、隔壁の一部の倒伏がございました。

以上の2件でございます。

牛尾雅一議員 大変な雨ですね、今課長から報告がありました軽微というんですか、割と軽微、少なくても済んでよかったなと思いました。

近年の異常気象ですね、野菜とかそういう農作物も非常にその価格が高くなっておりまして、畑とかなんか見ましても水浸しになってプールのような状態でごさいました。ですので、今日はですね、非常に気象状況が今までに考えられないような状態にあるというふうに思っております。ですので、これからお聞きすることにつきましても、常識では考えられないような被害とか、そういうことがまた起こり得るんじゃないかということを想定してお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4月と5月、さっきも言いましたような事例から感じますが、今日の異常気象はですね、今までに考えられないような状況でございますので、自然災害は頻発化、また激甚化しております。

災害対策の一つとして取組を進めておられます雨水幹線の早期完成が望まれております。川すそ雨水幹線、直谷第二雨水幹線の進捗状況と、今後の計画はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

上下水道課長 川すそ雨水幹線につきましては、現在、その13としまして、播但道南ランプ付近で工事を行っております。夜間工事で施工しております、現在の進捗は30%程度となっております。また今後の計画ですが、今の工事が播但道のボックスを東に抜けて、福井タイヤ前辺りまでとなりますので、続けて三鷹倉庫の手前まで東に進めていきまして、その後川すそ川を北上して改修していく予定としております。

直谷第二雨水幹線につきましては、現在その3として工事を進めておりますが、間もなく完了をいたします。今後は福田の大歳神社まで残る約70メートルについて今年度入札を実施する予定としております。

牛尾雅一議員 大変大きな事業でございます、今日まで大雨のたびにですね、水路があふれ、雨水による冠水状況がですね、常態化しておりました。どちらも同じような状態の地域がですね、この大きな事業、町がしていただくことによりまして、解消されるというんですか、期待されておりますので、非常に住民の方もですね、安心して生活していただけるようになるというふうに思っておりますので、引き続き進捗のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、指定避難所ですね、災害時に住民の方が避難される指定避難所の管理についてお尋ねをいたします。

避難生活や復旧活動の拠点となる指定避難所につきまして、耐震化、バリアフリー化、給排水設備、空調設備、備品や備蓄などの点検や維持管理は、どのように行われているのかお尋ねをいたします。

住民生活課長 各指定避難所の耐震については、第2体育館、文化センター、福崎の財産区会館は耐震基準を満たしておりません。バリアフリー化につきましては、小中学校の体育館、図書館、第1・第2デイサービスセンターはバリアフリーの対応をしております。

空調につきましては、小中学校の体育館、町有の第1体育館・第2体育館以外は全て整備しております。

備蓄品の確認・点検につきましても定期的に行っております。

牛尾雅一議員 耐震とバリアフリー化につきましてはまだできてないところもあるということですが、おおむねちゃんとしていて、ちゃんというんですか、しっかりと行っていることが分かりまして安心というんですか、しました。住民の方も安心して避難というんですか、そういうときには、避難所の拠点として利用でき

るというふうに考えております。

続きまして、公共施設の非常用電源についてですが、災害時に停電がいたしまして電力供給が停止し、役場などの公共施設でパソコンやシステムがですね、使用できなくなった場合を想定されて、電力が復旧するまで、各施設で非常用電源は確保されているのでしょうか。また非常用電源の使用可能時間はどれくらいかお尋ねをいたします。

総務課長 役場庁舎が停電で電力供給が停止した場合の対策として、電力が復旧するまでの非常用電源として非常用の発電機を配備をしております。使用可能時間は3日間、72時間でございます。

牛尾雅一議員 3日間ということですので、災害起きましたら、二、三日というのがですね、例えば応援とかいろいろありまして、解決が、どういうんですか、よそからの応援があるということですので、3日間ということですので、安心をいたしました。

続きまして、非常時の役場機能の継続の運営につきまして、役場職員の方がですね、緊急で出勤されて現場対応されるということになりますけれども、長期化した場合、避難とかいろんなことが長期化した場合は、役場の行政機能をどのように維持されるのかという点も重要だと思います。

そうした事態を想定されて、組織として人的・業務的な継続運営の計画や訓練はどのように行われているのかお尋ねをいたします。

総務課長 令和5年の4月に、福崎町の業務継続計画を策定をさせていただいております。災害発生時に町自らも被災をし、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務としておりますが、これを特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めているところでございます。

概要といたしましては、大規模地震発生時においては、町民の生命・身体を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害対応業務以外の非常時優先業務を含む通常業務については一旦停止するとともに災害対応業務を最優先に実施すること、非常時優先業務は災害対応業務に影響を与えない範囲で行うこととしまして、非常時優先業務の優先順位を4段階に整理して、優先的に開始・再開すべき業務を示しているところでございます。

訓練という部分では、本計画の確保には職員一人一人が高い意識を持つことが必要でございます。大災害が発生した場合、従来の業務経験、知識だけでは対応できないような事態が起こってまいります。こうした事態に備え、所属の非常時優先業務をどのように行っていくのか、平素から職場内において話し合っていくことが必要と考えているところでございます。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。大災害が起きまして交通が遮断されるということはこのたびの能登半島地震で大変なことになったんですが、福崎町におきましては、周り、四方八方道路がつながっているということもありまして、そこまですのですね、交通が完全に遮断されるということはなかなか考えにくいというふうに思いますので、交通、そういうことを考えましたら役場の職員の方は徒歩で歩いて周りの状況、被害の状況などを見ながらというんですか、確かめながら役場に来ていただいて、それでいろんな情報収集、意見交換いうんですか、そう思いましたが、今の答弁を聞きましたら、日頃からそういうことはよく会議とかですね、そういうことされているということでございます。周りの状況というのがですね、多くの職員の方が寄ってこられましたら、その中で分かることと思います。

そういうことといたしまして、避難所ということで体育館のですね、主に体育館を、テレビの報道を見てましても体育館で非常に段ボールベッドとかなんとか

ってプライバシーをですね、極力守るようなシステムが最近では取られておりますのは目にしました。さっきちょっと答弁の中で、体育館の空調が既にできているというのが第1・第2体育館で、あとちょっと聞き逃したんですが、小中学校の体育館が、私は卒業式とかいろいろ行かせてもらったときではですね、空調が冷暖房の空調がなかった。暖房は大きなストーブとかあれなんですけど、なかったというふうに思うんです。町は、小中学校の体育館の改修は、よく町長も言われました、副町長も言われてます、大規模改修の際、教育長さんも言われてるんですが、大規模改修の際に一体化して整備をしましたら、国とか県とかのですね、そういう支援が厚くてですね、町の持ち出しっていうんですか、町の財政にですね、少しでも助かるんじゃないかというお考えだと思っております。しかしながらこのようにですね、大災害がいつどこでまた、今までにない規模のことが全国的に起こってきます。また、いろんな山崎断層とか、南海トラフとかそういうような問題もありますので、私はですね、財政、今大変な事業を抱えて、財政的に非常に苦労されているとよく分かるんですが、大規模改修を待たずしてですね、体育館に空調ができないのかということを感じるんです。といいますのはですね、避難された方が、気候のいいときでしたらいいんでしょうけども、真夏とか真冬とかいうことで、避難したところで二次災害というんですか、体調悪化などによって災害関連死っていうことも報道もされておりますので、空調設備があればですね、非常にお金もかかるんですが、平時の小中学生さんの、また一般の方の利用のときのですね、スポーツクラブさんとかですね、一般の方の利用の際につきましても、体調管理にも役立ちますし、そしてまた災害時の備えにもなります。

ですので、ちょっとここ通告の順番というんですか、後になったんですが、そのところをちょっと、確実にには通告に書いてないんですけど、ご意見をというんですか、お考えを、町長お願いできますか。

議長 すみません、それはどの部分の質問ですか。

牛尾雅一議員 体育館にですね、大規模改修のときじゃなしに災害が激甚化しているんでいつなるか分からないんで、大規模改修を待たずして、体育館に空調が入らないかということで、はい、すいません。

町長 私の重要施策っていうんですか、大切に思っている施策の第一番は、子育て支援と教育環境の充実ということを常々申し上げております。その観点からですね、今おっしゃっている体育館の空調設備設置ということも大事なことだろうというふうに思っております。

教育委員会が以前から申し上げておりますように、今ですね、学校施設長寿命化計画というのを今年度検討をするということになってございまして、私はその中に学校の空調設備の設置という点は早く入れてほしいということを指示していきたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。教育長さん、またよろしく願いいたします。いえいえ、答弁はいいんです。今ね、町長が言うてくださったんで。

それではですね、続きまして、備蓄品についてなんですが、これ質問、先、竹本議員の質問もありましたので、備蓄品はですね、水とか食料品をはじめ町内で3か所あるんですかね。防災備蓄倉庫にですね、きちっと備え付けてありまして、食料品とか水とかいうのは賞味期限が近づいてきましたら、私の自治会でも防災訓練とか何かのときに、町のほうがこれ使ってもらっていいですよとかいって譲ってもらったということでもらいました。ですんで、そのように有効活用をしていただいて、そしてまた最近ではですね、保存期間が長くもって、品物も安全なものというのは、いろいろ技術革新でできてますんで、そこらもまた備蓄品の

見直しというんですかね、保存期間が長いもののほうがいいんじゃないか。何か水という、お茶とか水というのも、ペットボトルに光を通さなかったら何か10年もつとかなんとかいって、そういうようなことも聞いたりもしますので、そこらを含めてよろしく願いいたします。

続きまして、能登半島地震、阪神・淡路大震災もそうなんです、大変木造住宅の密集地で火災が延焼を起こすというて被害が拡大するということがよく目に当たりにします。福崎町におきましてもですね、駅前地区などはですね、似たような都市構造になっておりますので、地震や火災の際は、被害軽減のために住民の方による初期消火が重要になってくると思います。しかしながら、住民の方ですね、やはりいざというときに消防団の方のようにいろんな訓練とかいろんな経験もされてませんので、なかなか初期消火に携わってくださって、真横のこの水路からバケツでやるぐらいやったらいいんですが、なかなかできませんので、私は思うんですが、そういう住宅密集地のところでは、車も道路も狭いですし、もし火災というのですか、そうなった場合のためにですね、消火栓のボックスがあるんですが、そこに町が消火器を購入していただきまして、その危ない、危ないといったらおかしいんですが、危険というんですかね、もし災害時に延焼するような狭いところを、そしてまた水がですね、結局揺れによって水道管とか消火栓が使えないとかいうようなことなるんを想定しまして、地元の消防団の方ですね、建物の状況とかですね、道路の状況など精通されておりますので、地元消防団の方にですね、いろんなことをご無理を、大変お忙しいんですけども、ボックスの中に町内全部そういうところがあればですね、大変たくさんのところが密集しているところは3つとか4つとかですけど、同じ村の中でもですね、1つか2つでもと思うんですが、そのようにして消火器をですね、ボックス内に備え付けていただきまして、今、消火器というのはですね、昔でしたら反対向けてどうのこうのですけども、何か知らんけど、びゅっと栓を抜いただけでびゅうっといきますんで、非常に早くいくと思うんですね。ですので、そういうふうな取組をですね、考えていただけないのかお尋ねをいたします。

住民生活課長 質問の中にもありますとおり、駅前の区域につきましては、防災再開発促進地区というものに指定されております。防災上の課題を持つ密集市街地であるため、様々な手法を用いて、密集市街地の解消を目指すこととされておりますが、特定の地域を対象に消火器の配布や設置を行うといったことは、公平性の面からも難しいと考えます。

また、消火器の消火栓ボックスへの設置ということなんですけども、消火器は高温多湿を避けて、また雨風を避けなければならないと、そういったことで屋外に設置することは好ましくありませんので、消火栓ボックスへの設置はちょっと難しいかなというふうに考えております。

牛尾雅一議員 以前、私はですね、消火器は定期的に交換しなきゃいけないんですけど、ちょっとばたばたというんですかをしてましたら交換もしなくて、何か出にくかったことがありますして、何かボールみたいなようなものをばんとぶつけるというんですか、投げてばあっと割れて、それが一番誰でもできる、子どもさんでもできるというふうなことなんで、そういうふうなものは、希望があればですね、町のほうであっせんというんですかね、そういうふうなことになれば。とにかく早くいうんですか、最初が早くできれば後の応援が来てくださるので、最初だけであれば延焼までいきませんと思いますんで、そこらをまた研究をお願いいたします。よろしく願いいたします。

そしてですね、次にですね、揺れがすごく大きいということを大地震というん

ですかね、なりますんで、上下水道管が破損ていうんですか、して、給水や排水ができなくなったということはよく見たり耳にします。全国的に見ましても、水道管や下水道管をですね、布設からかなりの年月が経過しておりますし、経年劣化が進んでいるところが多いと聞きます。

福崎町におきましては、上下水道課長さんの報告でよくお聞きするんですが、新しい耐震管のほうに順次切り替えて安全を図ってますということをよくお聞きします。そのようになっていると、なりつつあると思っております。

その耐震管ですけども、何か接合部というんですかね、直角に曲がったりとか、そういうところがよく外れたりなんかして、直線のところよりもそういうところが非常に振動に弱いというようなことを聞くんです。それで近年はですね、非常に日本の優秀な技術の革新で技術開発によりまして、通常よりも耐震性が高く、また振動にも強く、接合部が外れにくいような仕様の製品が出回っているというんですか、というようなことを報道でちょっと見ました。ですので、そういう今されているのに加えて、そういうのが接合部が強くいうんですか、外れないようなものが、今されてるのに比べて有効なのか、またそれを利用させていただくことによりですね、より振動に強い上下水道の管になるのかをお尋ねをいたします。

上下水道課長 今おっしゃられた耐震性のある管というのは、ダクタイル鋳鉄管のGXという管でございますが、その管につきましては今おっしゃられたように耐震性が非常にありましてですね、直角には曲がりませんが、ある程度伸縮したりする管となっております。有効性はあるというふうに思っております。

牛尾雅一議員 新しいものはやはりちょっと高額というようなこともありますので、できる範囲でいうんですか、予算内でできるところから始めていただけたらなというふうに思っております。

そしてですね、次に井戸の利活用についてということで、福崎町はいい意味で田舎でもありますし、都市でもありますし、自然も豊かということで、福崎町は昔私も小さいときは井戸から水をくんで飲んでましたし、飲み水。それで、お風呂もそれ使ってますし、井戸水も冷たくておいしかったということで、近年水道が付きまして、保健所っていうんですかね、飲み水は塩素殺菌っていうんですか、何かしなければもう飲めないということで、井戸がもう飲み水としては使っておられる家庭が少ないんじゃないかというふうに思います。

ですので、結局どこの自治会でも井戸のある家は下水のときの調査あるんで、協力いただける家がありましたら、井戸水を利用、災害時のときに利用できればですね、飲み水だけじゃなしに、お風呂の、そういうようなものに利用できますので、地域で協力できる方を調査。井戸の大きさにもよりますし、そういうのを調査していただきまして。そしてですね、それは井戸の水は満水というんですか、くみ換えんと水が傷むというんですか、循環さしかんとあかんということもありますので、そうしますと協力をいただける方につきましては、そのくみ換える手間とか何やかんやとかいうことである程度支援というんですかね、そういうのも考えていただきまして、いざというときには、そこのなにを使ってもらって自治会の中、また隣の大きな井戸でしたら、隣の自治会にそういうところがなければ、それを利用してですね、井戸を昔のですね、福崎町のきれいな水が今はくみ換えてないから駄目と思うんですが、きれいな水が通ってますんで、井戸水。それで何か水道水もですね、私が聞きましたら最後に塩素殺菌は最後にされるというようなことなんで、飲み水に使う場合でしたら、最後は塩素をちょっと何か消毒をしたやつを、言うたら、飲み水としても利用できる、そういうふうなことは

考えていただけないのか、お願いをいたします。

住民生活課長 災害時により上水道が使用できなくなった場合、基本的に井戸水は飲み水には使えませんが、手を洗ったりとか、洗濯でありますとかそういった生活用水には使用することができますので、災害時、井戸水を活用していくことはいい方法だと思っております。

また維持管理の支援についてはちょっと今のところ考えてはいないんですけども、災害時の井戸水の利用につきましては他市町でも、災害時協力井戸、開放井戸、そういった制度がありまして、そういった事例もありますので参考にさせていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ぜひ前向きにやってもらって、結局トイレとか何か、流す水がですね、ないことによってみんな住民の方のストレスとかなんとかということで非常に二次災害に近いような状態、精神状態にね、悪い影響を与えますのでよろしくをお願いします。

そして何か飲み水に使うというのは、もう結局この近代社会ですんで、昔のように、保健所さんの検査もありますしなんですので、塩素殺菌を何か塩素や何や用いてそれを水道の出口、そんなことでは済まないようなレベルの話ですね。

上下水道課長 井戸水につきましてはですね、検査項目がいろいろございまして、塩素で死なない菌もございます。そういった意味では、塩素を入れただけでは飲み水として問題ないというふうには言えないということでございます。

牛尾雅一議員 分かりました。そしたら飲み水のことは忘れて、ほかの利用を考えて、ちょっとまだ時間ありますので、続きましてマンホールトイレの整備ということでですね、よく何かいろんな災害、体育館で何か大勢おられたときにトイレが使えなくて何かそれでもうえらいことになってても、トイレの問題が一番の、食べ物よりもトイレうまいこといかれへんとかいうてね、何かストレスがたまっているようなことをよく目にします。ですんで、私ちょっとこのトイレのマンホールトイレということで、大きなマンホールは道路上にあることは知ってました。ほんでまた、大きな町の施設とかそういうところにはマンホールというのがあるのかなとか軽く思ってたんですが、昨日橋本課長さんにちょっとマンホールのことでもちょっとお聞きしたら、公共施設の中とか大きなそういう民間のところでもますはあっても、マンホールいうのはですね、やはり道路の中から通してずっと順番になるらしいんです。マンホールトイレがありましたらね、災害時は何か上にちょっと簡単なプライバシーが守れるようなやつを周りに囲って、それでそこでトイレをしていただきましたら、水はですね、私臭いが悪いんじゃないかと思ったんですが、今臭いを吸い取るような機械というのもあったりとか、水はトイレ、マンホールはともかく、流下いうんですかね、高いところから下へ行くんで、常に流れてるんでそこでとどまってることないんで、臭いはあんまりしない、多少するかもしれん、しないだろうということなんで、そしたら道路でですね、交通遮断されてもですね、緊急自動車もありますので道路の真ん中にあるようなところのことはできませんけど、そういうところで町内も考えていただいて、もしものときに、もしものとき町がですね、マンホールトイレも何か備蓄していただいといることをお聞きしました。ですんで、そこにプライバシーが守れるようにして、そうしましたら、非常にみんなね、大勢避難して、これトイレ行かれへん、水が流れへんとかいうようなことがないんで、安心して生活がいうんですか、避難所での生活ができてやから、精神状態もいいし、いろんな二次災害とかいろんなことも防げますんで、と思ひましてそういうことで、橋本課長さん、ちょっとすみませんけど。

議 長 それはマンホールトイレが避難所に設置ができるかという質問でよろしいでし

ようか。

上下水道課長 ちょっといろいろ言われましたんで、どう答えていいのか分からないですけども、今マンホールは水が流れているので、災害時も衛生的だとたしかおっしゃられたと思うんですけど、災害が起こるとですね、水も止まりますので、マンホールの中にもたまりっ放しになってしまうと、こういうことでございます。

それで、マンホールトイレの定義がちょっとなかなか難しいので、どういうのをマンホールトイレと言われてるのか、ちょっとよく分からないところがあるんですが、福崎町としましてはマンホールトイレ用のますをですね、駅前の公衆トイレ横に3か所設置はしております。

マンホールトイレ本体の備蓄ができないかというようなことでよろしいですね。

牛尾雅一議員 はい。

上下水道課長 専用のものではないんですけども、マンホールトイレに近いトイレは6基、福崎町では備蓄をしております。

それから臭いを吸い込むシートとおっしゃられましたけども、そういったものでいいものがあるというふうに我々も聞いておりますので、今後そういったものを購入する方向では考えていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。えらいうまいことやってもうて。

これちょっとマンホールの意味が。水が流れなくて困るといったら、雨の水がたくさんマンホールに入ると、浄化センターが困ってんですよね。

上下水道課長 災害時に雨が降るとは限りませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

牛尾雅一議員 これはいや、私がこのね、公の場で言うべきことじゃないかも。いやもし、今ね、農業用水、池も満水であふれたりして、そしたら高いところのですね、臭いが悪くて流れない、高いところにある池がオーバーするんでしたらその水は、このポンプでくみ上げてどっかの水路に流したら勝手にその低いところ来るんですか。

議長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を1時といたします。



休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分



議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 お昼までいろいろと、だらだらというんですか、私、今度は完璧にやらさせていただきます。

2点目のですね、観光振興の取組についてお尋ねをしたいと思います。

この春は気候も大変よくて、行楽シーズンということで、コロナも終わりました、観光客の方が非常に多く福崎町へ訪れていただきまして、駅前観光交流センターをはじめ、辻川かいわいも大変にぎわってございました。そしてまた外国人の方はですね、気温にかかわらず、何かこういうリュックサックを背負って、何か店舗回りというんですか、何か福崎町の町並みを歩かれる姿を毎日のように見かけました。そしてですね、町の発表もございましたように、報道ですかね、70万人の入り込み観光客数を令和5年度実現というんですか、されたということで非常に喜ばしいことと、皆様のご尽力を、敬意を表したいと思います。これから

それです、2025年の大阪万博のですね、これ大阪府がされまして、パ

ビリオンも非常にロシアが参加しないとか何かいろいろあるんですが、兵庫県は大阪府とですね、非常に密接な関係もありますので、そういうパビリオンにですね、小中学生が見学をして、未来の姿というんですか、科学の力というんですか、未来の姿を見聞するといういい機会でもありますんですが、そういう福崎町に前売り券とかですね、パビリオンの、とかそういう割当てとか、チケットのそういう購入のご協力とかいうふうなものは来とるんでしょうか。

議 長 それは学校、小中学生に対する関西万博のチケットが前売り券があるかというご質問でよろしいでしょうか。

牛尾雅一議員 はい。

議 長 パビリオンではなしに万博の入場券ですね。

牛尾雅一議員 万博の、パビリオンに入るという意味で。

学校教育課長 大阪・関西万博の見学につきましては、４月２５日の教育委員会でも協議いたしまして保護者の仕事の都合や金銭面で家庭からは行くことができない児童生徒もいると思われますので、学校行事として参加する方向で考えているところであります。

なお、学校行事として万博会場へ訪問する場合は、小中学生へは入場チケットが配付されるとは聞いておりますが、詳細は今後開催される説明会で確認していきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ５０年に一度とか言われる万博ですので、将来を担う小中学生の方がですね、非常に見聞を広げられるといういい機会でもございますので、課長が言われたようによろしくお願いいたします。

引き続きまして、妖怪ベンチをはじめ非常にですね、尽力されまして、大変な盛り上がりでですね、昨日も石川議員の質問にもありましたように、いろんな福崎町は注目を浴びる、よく言われてました。小さくても光るんじゃないくて、大きくて輝くような町になりつつあるというふうに思っております。

そういう意味で、観光振興、また経済振興を図るためにもですね、今は日帰り型の観光の方がほとんどだと思います。ですので、宿泊型の観光がですね、皆さんに知っていただけましたら、より町の発展というんですか、経済振興につながると思います。

令和５年の１２月議会の一般質問でもお尋ねをいたしましたところ、民間事業者からホテル建設の具体的な相談があれば、用途地域の変更について検討するなど、協力はしたいというふうなご答弁をいただきました。しかしながらですね、福崎町の置かれております立地条件とか、今の観光振興とかいろんなことを考えましたら、必ず町のほうからそういう不動産というんですか、ホテル業界っていうんですか、働きかけていただきましたらね、必ず福崎町は播但道、県道、中国道、そしてまた、工業団地、いろんな商業施設、またすごくいい条件の土地ですし、役場周辺というんですか、夜もですね、ホテルができましたら、昼間ちょっとガジロウさんのですね、辻川かいわいを散策して、夜はまた、ビジネスホテルでもですね、あんまり素泊まりだけじゃなしに、ビジネスホテルとちょっと中級、高級なところの階もつくってもらったり、またイベントとかできるような、それはホテル業界の方が考えられることなんですけど、そういうふうなものができましたら、夜、私らも研修とかね、行きましたら、夜、食事が早いですんで、ちょっと８時ぐらいになったらですね、夜風に当たりながらちょっと散策したいとかいうふうなことをみんな思われていると思いますんで、女性もですね、最近是非常に活躍、そういう部分についても活躍されておりますんで、ある程度広い場所は要りますけど福崎役場周辺というんですか、福崎町の発展を示す一番の場所

でございますんで、そういうふうに働きかけをね、していただきまして、ぜひ都市施設というんですかね、そういうふうな今まで大学もあり、ＪＲの福崎駅もあり、いろんなものが整っている町ですので、今になって見ましたら、そういうふうな多目的に使って、生きて町民の方が何かわくわくというんですか、何かのときに利用したいとかいうふうなホテルがあればですね、ますます福崎町の名前が上がると思うんですが、それにつきまして、働きかけというんですか、それをしていただけるんでしょうか、町長にちょっとお尋ねをしたいと、よろしく願いしたいと思います。

町長 ホテル立地に適切な用地を町としては保有していないため、町からは積極的に誘致することはできないと考えます。ただ、具体的なご相談がございましたら、協力できることはしていきたいのと、このように思います。

牛尾雅一議員 相談がございましたらという町長さんのご答弁ですが、相談はそういう業界でしたら、ここの町はこんなんで、こういう施設があればこういう不動産業界とかいうのは大変目鼻だちの利く業界だと思いますんで、何かのつながりっていうんですか、私らではあきませんので、町のですね、幹部の方。それで、昨日の石川議員の質問にもありましたように、福崎町で妖怪のですね、そういうふうないろんな全国から集まっても、そういうふうなときでもやはり宿泊施設の問題もありますのですぐにはというような答弁もありましたので、町としても宿泊施設、文珠荘もあるんですよ、もちろんあるんですが、また違った意味の労働者の方とか、工業団地の社員の方とか役員の方とかが姫路で泊まられるというふうなこともないように福崎で泊まっていたいただいて、夜ゆっくりと散策ですね、してもらおうというふうな意味も込めまして、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

そうしましたらよろしく願いいたします、３点目のね、交通安全対策の取組ということでお尋ねをいたします。

令和６年１月における兵庫県内の交通事故死の死者の数はですね、１６人で、全国でワーストということになりまして、兵庫県警によりますと、高齢者の方が自宅近くの横断歩道のない道路を横断されて車にはねられるケースが増加しているということでございます。こうした交通事故を防ぐためには、行政と警察が連携された取組が重要だと思いますので、福崎町の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

交通安全教室の実験動画を活用した啓発活動ということでございまして、令和６年２月に福崎浄化センター内で、神崎交通安全自家用自動車協会と福崎警察署の協賛で実施されました交通安全教室について、車の前方の前照灯というんですかね、何メートル空いたところに歩行者の方が立っておられるという想定で、５０メートル、３０メートル、７０メートルですか、こっちに人がおって、車運転してるような状態でみんな見てるんですが、服装の色によってですね、非常に見えづらい人と、当たり前のことなんですけど、赤とか白とか黄色とかね、灰色とか黒は駄目というようなことなんで、そのような実験というんですか、それをですね、ビデオにしてＤＶＤに焼いて、今その動画はユーチューブで公開もされておりますが、それはＤＶＤに焼いていただいて、高齢者の方が見ていただく機会といいましたら、老人会の慰安会とか総会とかね、それとまた子どもさんも夜またあるんで、子ども会さんとか村の自治会の寄り合いとか、自治会の総会とかそういうときに各自治会に配付していただいてましたらね、会議とか研修会の際に住民の皆さんに見ていただくことができるんじゃないかというふうにも思います。

といいますのは、夜間というんですか、今は夜なんか８時まで大方明るいんですが、夕方が暗くなる１１月とかですね、３月ぐらいまでかな、何かそういうと

きはですね、非常に夕方ということでまた運転者の人もちょっと見逃すというふうな歩行者の方もあります。そしてですね、そういうことがありますので、そのビデオをDVDに焼いて、各自治会に配付をしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 今年の2月に、言われましたとおり福崎浄化センターで開催されました交通安全教室の動画につきましては、いいものタウンさんが取材記事としてユーチューブにアップされているもので、DVDにして配付というのはちょっと難しいかと思います。ただ、多くの方に見ていただくようにPRはしたいと思います。

啓発用動画については県の安全協会が作成されているDVDがございますので、そちらを研修会などで見ていただくように啓発していきたいと思います。

牛尾雅一議員 ぜひよろしくお願いいたします。

続きましてですね、令和5年、去年の12月議会の一般質問でもお尋ねさせていただきましたといいますか、お願いをいたしました道路の管理というんですかね、町道の交差点なんですけど、今となってみましたら、両方に家がありまして、ちょうど出会い頭の事故が起こるようなところなんです。自動発光型交差点、正式名はびょうというんですけど、発光の点灯、ぐるぐる回ってするものなんですけどね、町は設置されているところが5か所あってそれは正常に働いているというふうに、機能しているということを報告をもらいました。

そしてですね、継続して町は維持管理をしていただけるんですが、県、警察というんですか、県警はですね、設置されたそのびょうというんですか、回転灯はね、現在は故障して点灯してないところが5か所あるけども、修繕については、県警の考え方として一定の役割を終えたものはもう修繕はしないというふうに考えられておりまして、私もその交通安全の関係のことです、警察に行きましたら、県がもうしないって言うのでできひんねんって、ほなら、これがどれぐらいの費用でできるんとか何もなしに、もうできひんねんいうて、それだけで頭ごなしでですね、全然どのぐらいの費用が要るからできないとかなんとかだったらいいんですけど、そんなことですね、役場の行政の方とか、警察の方も現場見に行かれたりとかそういう現場の方がですね、やはり以前に危ないので、近隣の方がお願いしたり、役場とか警察にお願いしてつけていただいておられるものでございますのでね。結局危ないからついていたんです。そして日頃暗いときにだけ光ったらいっていうんじゃないしに、暗がりというんでしょうか、ちょっと明るいところから暗いところになるときにも必要です、いろんな止まれとかですね、停止線も書いてるとかいろいろありますけど、人間というんですか、私はですね、人は必ず何かのときにミスをする、犯さない方もあるかもしれませんが、犯すというふうなことも言われております。ですので、どんな対策を取っておられても、ミスというのは起きますので、危ないと思ってつけられた経緯がありますので、その回転灯はバッテリーか、太陽光のあんなパネルですので、初期の段階から道路の真ん中に穴を掘って、機材を埋め込んでやるような、そんな大層なことじゃなしに、どれぐらいかかるか分かりませんが、やる気になっていただけたらですね、やってもらえるというふうに思います。日頃から常々ですね、国はじめ、県はじめ、町はじめ、住民の方の安心安全を守ると、そういうふうに我々の責務であるというふうなことを言われまして、県警でもですね、非常に交通安全パトロールとか何やかんやいうて熱心にされとんですが、されておってもですね、私らの危ないからという住民の人の声をですね、取り上げてもらえないというのはですね、県の上層部の方の意見らしいというふうに聞くんですが、いつからこういうふうにならね、住民の人が言われることを頭ごなしにこんなもん、

もうあれやからできないというふうなことに言われるようになったのか。大変申し訳ないんですけど、県からお越しの技監にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

技 監 お尋ねの県上層部の判断、ご質問中の県警察は一定の役割を終えたものは修繕はしないという考え、判断でございますが、この判断がなされているとすればですね、これは県行政から独立した公安委員会のご判断でございますので、申し訳ございませんが、県行政出身の私としましては知り得る立場にございませんので、ちょっとお答えするのは非常に難しい状況でございます。

牛尾雅一議員 ともかく私はじめ皆、議員の方ね、理事者の方も住民の方の安全が守れると、そのためにはどんなことでもやりたいということでございますので、また個別にどこへ頼みに行ったらいいか教えていただけますか。

時間が参りましたんで、私の質問はこれで終わらせてもらいます。ありがとうございました、失礼しました。

議 長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、小林 博議員であります。

質問の項目は、

- 1、上下水道について
 - 2、安全な町づくりについて
 - 3、教育課題について
 - 4、農業について
 - 5、信頼と住民参加
- 以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

大変、内容がですね、すばらしい、非常に示唆に富んだ内容の質問の後、ちょっとどんなふうに組み立てていったらいいかいまだにちょっと迷っておりまして、申し訳ありませんが議長よろしく整理のほどお願いします。

さて、上下水道についてお伺いをいたします。

昨年の9月議会に一般質問をして、その上に立ってということでございます。

思いますに、今、下水道使用料の引上げの検討が始まりました。改めて上下水というものについて基本的に考えておきたいというふうに思うのでございます。

水の確保と処理は生きることに最重要な課題であります。明治以来の日本の近代化が富国強兵策であったがため、生活環境の維持向上が後景に置かれてきたことが、今日の水問題の根源になっておるのではないかというふうに思ったりしております。政治の責任が国民・住民の命を守り、生活を向上させることとするならば、上下水に基本的な予算を配分することが当然と言わなければなりません。

そこでお尋ねをいたしますけれど、地方公営企業法といえども、住民福祉の観点が根本にあるべきだというふうに思います。独立採算制の強要より、住民生活がもっと考慮されるべきだというふうに思うのであります。今、賃上げとかいろいろ言われておりますけれど、諸物価の高騰等、国民・住民の暮らしは、実質収入はずっと下がりっ放しであるというふうに伝えられておるではありませんか。

そんな意味から、住民福祉の観点がですね、もっと考えられなければならないと思うのであります。町の基本姿勢についてお尋ねをいたします。

上下水道課長 基本理念ということでございますが、上下水道事業におきましては、2つの事業推進の理念があるというふうに思っております。一つは、ご承知のとおり使用者の自己負担ということでございます。もう一つは資源配分の適正化ということでもあります。もし、上下水道事業が税によって賄われることになれば、使用者の

公平性が損なわれるだけではなくてですね、不必要な上下水の使用を招くなど資源の配分をゆがめることになります。議員おっしゃるように重要な生活インフラは一定程度税で賄うべきというような考え方は、これは分からなくはないですけども、一方で水道や下水道は、生活道路や河川などとは違ひまして、使用水量、どれだけ使ったかに基づく公平性が求められる分野でもあります。これは福祉における病院事業などにも言えることであります。

こういったことから、福崎町としましても基本的には独立採算で使用者負担の公平性を守って、我々事業者が経営努力をさらに推進していくべきというふうに考えております。

小林 博議員 それでは前回9月議会でお聞きをしましたようにですね、総務省の方針等にありますように、一切もう税による補填をやらないという、そういう考え方は変わらないということでしょうか。

上下水道課長 税による補填を一切行わないということではなくてですね、理想とする姿が受益者負担の原則に基づく独立採算ということでございますので、それはいろんな考え方があろうかと思っております。

小林 博議員 私の考え方というのはもうお分かりのことと思います。先ほど来述べておりますように、いつも言うておりますように、水というのは基本的な必要なインフラであります。災害が起これば道路やら学校が止まってもですね、水はまず確保しなきゃならんという、それがこの水ということですからね。その意味でそれをどう確保するかというのは、これはもう全くもう命を守るという点からも、基本的な課題であるということでもあります。ここに独立採算制を大きく前へ出してくるということについては、私は違う意見を持っておるということは、お伝えをしておきますし、これからもそういう立場で臨んでいきたいというふうに思っております。

さて、企業会計ということになっておるわけではありますが、そういうふうになりますと、透明性やチェック体制などについての問題はどうなっていくのか。資本的収支の予算は、建設改良費という形で大まかにされております。したがってその中での融通が非常につきやすい。あるいは一般会計などのように、工事の議決は要しないなどの問題もあります。そんな面から、ある意味自由度があり過ぎる。あるいは予算等において具体的な内容が分かりにくいという。そういうふうな面が出てきておるわけであります。こういう面について町の認識はどうでしょうか。

上下水道課長 透明性やチェック体制についてでございますが、これが劣っているというふうには思っておりません。透明性については地方自治法の適用除外規定によりまして、おっしゃられるように契約などの議決は要しませんが、予算の制約は当然受けておりますし、委員会への丁寧な報告は、質問議員さんからいつもお褒めをいただいていると感じているんですけども、気のせいでしょうかね。

チェック体制としましては、公営企業と一般会計を比較しますと、規模は小さくなるんですけども、仕組みは同じだというふうに考えております。繰入金等では企画財政課から予算査定を受けておりますし、主要事業については、あらかじめ経営戦略に定めて、年次計画に基づき、毎年予算の議決を受けているところでございます。

収入・支出につきましては、企業会計の複式簿記の採用によりまして会計処理の誤りを防止するといったチェック機能もございます。さらに一般会計同様、地方自治法や公営企業法に基づいて、現金出納事務が適正に行われているか、毎月監査委員に検査をしていただいておりますので、特に問題はないというふうに思

っております。

小林 博議員　そういう答えになるんだろうというふうに思いますけれども、私も資本的収支の関係の予算などについて特にその予算とその執行の段階がですね、自由度があり過ぎるというふうに常々思っておるということはですね、懸念としてお伝えをしておきます。

さあ、そこでですね、次に経営戦略が去年出されて、今回料金適正化の計画が出されました。経営戦略では、基準外繰入をなくしていくのが当然ということで、総務省の指示に従ってその方向での内容が出されていたというふうに思います。そういう考え方は県下の状況から見ればですね、あるいは全国的な状況から見れば、突出をしておるのではないかというふうに思うのであります。昨年の答弁ではですね、全国1,650自治体中119団体、県下41市町中2市町しかですね、基準外繰入をゼロでやっておるという、そういうところはないということでありました。圧倒的に基準外繰入を必要として、そうして下水道等の運営をやられておるというふうなことであったわけですけど、当局の現在そういう考え方は今でも変わらないということでございましょうか。

上下水道課長　基準外繰入を行っている事業体に聞き取りをいたしますと、多くの事業体は、やはり基準外はゼロに抑えたいということでありまして、今後の使用料改定時にはそこを目指したいというような回答でございました。基準外繰入をゼロにするという考え方は、これはあくまで理想とする姿でありまして、当然というふうには考えておりません。一般会計の財政状況が厳しい中で、極力基準外を減らして互いに健全な財政を保とうというふうに知恵を絞っておるわけでございます。

ただ、繰入金の制度の仕組み上、使用料が増えますと、基準外ではなくて基準内が減っていくということになりますので、現在では繰入金の総額を減らすという考え方が妥当だというふうに思っております。

小林 博議員　昨年出された経営戦略とですね、今回出された適正化計画のではありません、そのところが基準内繰入金の定義、そのこのところの押さえ方が今回変わってきておるということから今のような答弁になっておると思うんですね。前回の基本戦略についてもですね、大きなお金を支払って、そして時間もかけてつくっておる計画であります。それが次、違う会社で適正計画やれば、前のその計画、基準内繰入金についての考え方が違っておったというふうなですね、そんなようなことがずっと適当なんだろうか、いいんだろうかというふうに思うんです。その点についてはどうですかね。

上下水道課長　当初ですね、使用料を増やすと基準外繰入が減っていくというふうに思っておったのは、それは事実です。我々も勉強を重ねるうちにですね、その基準内繰入のほうから減っていくというようなことが分かりましたので、それが分かった時点で修正をしたというようなことですが、繰入金総額としては特に変わりませんので、そういう意味では問題はないというふうには思っております。

小林 博議員　いや、私はね、今指摘をした、言ったのは、経営戦略をつくったのはですね、これ幾らかけたんですか、業者に。期間、何日かかったんですか。

上下水道課長　期間はですね、年度で契約をしておりますので1年以内ということですが、金額は490万円ほど支払っております。

小林 博議員　経営戦略ですよ。

四百数十万、安からぬ金額だと思うんです。それだけのものをかけてプロのですね、コンサルタントに頼んで、町も何回も打合せをしながら1年間かけてつくった計画の中身はですね、いとも簡単に考え方が違うということが次の今度計画をつくったときに分かってくる。今度の料金適正化計画というのは、1,500

万かけてつくられましたね。

そういうふうなことになりますとですね、一体全体、何のためにこんな金使ってコンサルタントに委託してるんだというふうなことになるを得ないのであります。いずれにしても今の答えで明らかになったことは、基準内・基準外というふうな定義が変わって、その振り分けがどう変わろうが、目的としよる、その町の負担を下水道会計に振り込む町の負担を大きく減らしていきたいという、そういうところからですね、今回の計画が使われておるといふ、そんなふうに理解してよろしいですか。

上下水道課長 町の負担を減らすというのは、これ先ほど言いましたようにそういう考えもございまして、根本はですね、経費回収率を100%に近づくように使用料を算定したいと、こういうことでございます。それでも賄い切れない場合は、今質問議員おっしゃられた福祉のほうの観点から繰入金が必要であろうというふうに考えております。

小林 博議員 どの辺にですね、料金の適正額を置くかという考え方に最終的にはなろうと思うのですが、町のほうも一般会計の財政のほうの状況もあって、できるだけこの際、下水道会計の繰り出しを減らしていきたいというふうな、そういうふうなことが動機だったんだと思うんですけど、したがってその減らそうとする額はあまり変えないでやっていこう。前の経営戦略では16%だったんですかね、値上げ額ね。それを令和8年と12年度と2回に分けてやろうということでしたが、今度の適正化計画では、令和7年から1回でですね、一発で14.23%引き上げようというふうなそんな計画で間違いありませんか。

上下水道課長 それにつきましてはまた審議会のご意見を聞いてということになろうかと思いますが、事務局の案としては1回で引上げのほうを考えております。

小林 博議員 あくまでですね、このつくられております、先日委員会で説明いただきましたこの概要版でやってる。1,500万円もかけてつくられた計画ですからね。これはもうそれなりの計算がしてあってですね。町とコンサルとの打合せしながらやられたものでしょうから、かなりしっかりとした考えが町の決意の上に立っておるといふふうに思っております。

したがって、最初から言いましたように、私はもうこの計画の内容についてはですね、若干問題があるのではないかとこのように思っております。この計画の中でずっと見ていきますと、支出の部分で、運営に必要な諸経費は、原型の現在いっておるものを基本にしながら物価の変動率はいろいろ若干計算したりしながらやっておるといふふうなことのようですが、あくまで現況のものということになっております。その間に出てくる設備投資や、あるいは減価償却等は、どこまで正確に計算をされ、想定をして計算されておるのかというふうなことが心配になります。この点についてはですね、どんなふうな計算がされておるのでしょうか。

上下水道課長 使用料の適正な水準でございしますが、可能な限り、おっしゃるように費用を正確に見積もることが大切ということになってきますが、昨今の不透明な社会情勢を鑑みますと、将来予測は非常に難しいものがあると思っております。

今回の算定においてはストックマネジメント計画を基にですね、現実的な投資額を再検討して建設改良費として財政計画に盛り込んでいるところでございます。そして、補助金などは固定資産構築後の減価償却費に影響を与えてきますので、実績を参考にしながら適切に見込んでいます。

小林 博議員 減価償却等の計算に当たって、あるいはその設備の改善の経過に当たっても、例えばポンプは5年というふうなことになると思っておりますが、実際上は8

年あるいは10年使うものもあるかもしれないですね。しかしそれをもうポンプは5年というような形でですね、計算をしていきますと、実態とは違う減価償却の大きさということになってくると思うんですね。そういうふうな部分の計算はストックマネジメント計画でどのように対応されておるのでしょうか。

上下水道課長 目標耐用年数というのを決めておりまして、それはいろいろ機械とか電気とかですね、そういったものによってこれは違ってきております。そういうのを具体的に、例えばポンプの中でも、揚水ポンプがあったり汚水ポンプがあったり、いろいろなポンプがありますので、そのポンプごとに目標耐用年数を決めて設定をしているところであります。具体的に言いますと、等倍、1倍からですね、2.3倍の範囲で目標耐用年数を決めて計画をつくっております。

小林 博議員 その中、具体的に1つお聞きしますけど、浄化センターの膜ですけど、この膜は当初から何年もつというふうなことはまだ実績がないので分からないということになっていたのですが、あれからもうかなりの年月がたっておりますので、何年ということにですね、通常されておるのでしょうか。

上下水道課長 膜につきましては、ちょっと今言ったものとちょっと考え方が違ましてですね、当初10年というふうに我々も聞いておったんですけども、実際は10年ももっていないというふうなところで、ざっと言いますと、今のところ5年から8年ぐらいの膜のもちということになってきておるんですけども、令和2年から令和5年度の4年間で膜の交換を行っております。ストックマネジメント計画に基づいて行っております。これが8池中4池の交換でございます。残り4池の中ですね、2池ぐらいは破れが今見えてきている状態でございます、2池といいますと4,000枚でございます。この程度と少し能力が落ちてきて、破れが見えてきておりますので、この部分をですね、今後のストックマネジメント計画にのせて補助をもらいながら交換をしていきたいと、これはちょっと別で考えておるところでございます。

小林 博議員 私のような素人が見てですね、あるいはもうこういったことについての学問とはそういうことというのは全く素養のない者が見てなおさら分からないのですが、ストックマネジメント計画の中ではこの膜の取替えがですね、非常に急がれておるというふうにあると思うんですね。1回につき4,000万だったかな、4,400万だか消費税入れて、ずっと計算してありましたね。ちょっと大き過ぎるんじゃないかというふうに思ったものですから、先ほど来の質問としております。そんな面ですね、今後10年間の計画をつくるに当たって、この設備投資や減価償却の見方というのが大きな要素を占めてきますので、それらが料金にどう計画にどう関わってくるかというのはこれからよほど勉強させてもらわないと分からないと思うのですが、かなり当局としては経営についての安全パイを振られておるのではないかとこのように心配をしておるというところでもあります。これは私の思いを伝えておきます。よろしいですか。

上下水道課長 適切に我々は見込んでいるつもりでございます。

小林 博議員 不要不急なものがあるかないかというふうなことですけど、この点についてもですね、絶えず検討が要ると思うのですが、その点についてはどのように考えておるところでしょうか。

上下水道課長 不要なものは、これは見込んでおりませんが、差し迫っていないものでも、近い将来必要となるもの、それから故障などによって下水道の機能に大きな影響を与えるものにつきましては、更新費用を平準化しながら設備投資として見込んでおるところであります。

小林 博議員 コンピューター等の技術もですね、ITの技術もその他の技術も日進月歩であ

りますので、まだ使えるかもしれないけれど、この際というふうなことがあったりするとですね、また影響をしてまいります。それらについてはですね、よほど慎重であってほしいというふうに思っています。

この計画の中でですね、いよいよ結局一般会計からの負担を減らしたい。そしてそのために料金の値上げをするんだという。そこでですね。現在福崎町の水道料金は、1か月使用量20立米で計算をいたしますと、兵庫県下で16位ですか。安いほうから。この手元の資料では16位になっております。兵庫県内における公共下水道事業の使用料で順位づけを行った場合、福崎町は16位となり、県内で16番目に使用料が低い水準となっている。中播磨地区内で比較すると1位。最も使用料が低く、同地区内の最も高い神河町の4,000円と比較すると1,770円の使用料の差があるというふうな格好もあってですね、若干もうこれ値上げしても神河町のほどにはならないんだからいいだろうと。この16位が20位ぐらいになっても25位ぐらいになってもいいんとちゃうかというふうな、そんな考え方をされとんじゃないんでしょうね。私に言えばそういう軽い考え方をしとってんじゃないでしょうね。

上下水道課長 軽い考え方はしておりません。

小林 博議員 そういうふうにですね、今読んだ文書読むと、そういうふうに取りました。やはり今でも県下で安いほうだから、もうちょっと高くなってもいいだろうというですね、そういうふうな住民に対する甘えがあるのじゃないかというふうに私は感じたところであります。

さて、体制の問題というふうに書いております。経営戦略にも影響するわけですが、職員定数は類似団体との比較でどうなっているのでしょうか。この場合、上下水道両方との観点で説明を願えたらというふうに思います。

公営企業管理者 職員の常勤の職員数で比較をいたしますと、上下水道課で10名おります。福崎町の場合水道が4名、下水が6名の配置でございます。近隣と比較いたしますと、市川町も10名、神河町は8名となっております。

県下の町レベルで比較をいたしますと、福崎町と同じ10人が2町、福崎町より多い町は5町、少ない町は3町となっておりますが、比較ということで、類似団体と比べるといたしましても、民間委託をしている状況でありますとか、非常勤職員、この人数とその仕事内容、それと、自前で施設を持っているかどうかによりまして、職員数は大きく変わってまいりますので、単純な比較はできないと考えております。

小林 博議員 私もそう思いながら質問をしています。調べるならですね、施設の管理委託をやっておるところとそうでないところというふうな、そういうふうなことも含めて比較をすべきだというふうに思うんですが、今回そこまで準備ができておりませんので、追ってその辺の整理もしてみたいというふうに思います。

現在のこの組織体制ですが、福崎町のような町の実態に合っておるのかどうかというふうな点で、非常に気になっております。何も大きなところに合併して大きくなるというんじゃないのですが、公営企業法の全部適用をしたというふうな関係がありましてですね、企画立案、執行、お金の出入り、全て同じところでやられておると。不正の危険性というふうなことを言っておるんじゃない、その危険性もないとは言いませんが、それを指摘をしてくれておるんじゃない。客観性に欠けるのではないかと思うんです。

一般会計などでですね、出納室があつて、これは町長の支出命令があつてもこれ現在今出すのは適当でないとか、何か問題があると思えば止められるというそういう権限はですね、多分あると思うんですが、そういうふうな点でですね、客

観性がなくなっていく。したがって、こういう部分についてですね、福崎町のような体制のところでは小さい自治体ではですね、管理、あるいはチェック機能、会計機能などはですね、町の出納室に委任をするという、そういう議決でもやればですね、できるんじゃないかと思ったりもするんですが、そういうふうなことがやられてもいいのではないかと思うんです。これもずっと前から思っていることですがね、その点についてどうでしょうか。

公営企業管理者 確かに下水道事業に限りましたら、地方公営企業法を一部適用（財務適用）いたしまして会計管理者に出納事務を委任することは可能であります。しかし福崎町は法を全部適用いたしましたので会計に委任することは今のところできません。

小林 博議員 ならですね、議決をやればということは条例の一部適用に変更したらいいじゃないですか。

公営企業管理者 下水道に法適用するとき、全部適用するか、一部適用するかの検討を行っております。その中でですね、上水道それと工業用水道は当然適用ですので、公営企業法、管理者を今置いて執行しております。下水道だけを会計で事務をしますと、余計ややこしいことになるんですね。下水道事業に一部適用しても、公営企業法、公営企業会計で決算も予算も伝票処理もせなあきませんので、会計管理者がその仕事を兼務するということになりますと、公営企業法を知っておかないと事務の手続、チェックができないということになりますので、かえって混乱を招くということで、全部適用とした経緯がございます。

小林 博議員 地方公営企業法に指定されております7つの事業についてはですね、会計事務の委任はできないというふうな趣旨の答弁でしたが、本当にできないのか、やっているとところはないのかというふうなですね、そんなふうにも思うわけでありまして、この面については後の私自身の研究課題としておきたいと思います。今の管理者の答弁をもって了とするものではありません。今後の私の勉強課題としておきます。

いずれにしてもですね、企画立案、執行、お金の出入り、全てがですね、同じところでやられるということについての危惧を持っておるといふ、その点の改善の検討が要るといふふうに思います。

それからですね、もう一点、体制としてお聞きをいたしますが、公営企業管理者というのはですね、地方公営企業法で位置づけられてはおりますが、これは置かないというふうなことも選択できるというふうになっております。福崎町も水道事業始まった昭和40年代前半からですね、ずっと管理者は町長が兼務をされてやられてきたわけでありまして。前橋本町長のときに専任の管理者を置かれたわけでありまして、それから一定の年月がたってまいりました。そこで改めて考えたわけでありまして。ちょうど下水道料金の引上げと水道料金の体制見直しもありました。

そこでですね、見たわけでありまして、管理者を設置をしておるといふ、そういう団体はどれほどあるんでしょうか。私はこの間朝の2時過ぎまでかかってですね、県下の自治体の約20ほどの自治体、町はもちろんです、歴史を全部家でひもといってみました。管理者を置いてよるといふふうなところは、非常に少ないという状況だったと思うのですね。その状況について県下の状況、あるいは全国的な状況が承知されておりましたらお聞かせください。

公営企業管理者 県下41市町中、下水道事業に法を全部適用しておりますのが22市町でございます。そのうち管理者を設置しておりますのは9市町でございます。内訳を申し上げますと、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、加古川市、高砂市、

姫路市、福崎町でございます。率にしますと41％になります。

全国で法適用している市町村で、管理者の設置数は1,027市町中127市町、町に限って申し上げますと、全国234町中7町でございます。

小林 博議員 兵庫県の中の状況、今ちょうど言われたような状況、私の調べと合致をしております。県内でもですね、播磨町とか、太子町とかですね、稲美町、猪名川というふうなところは福崎町よりも人口多いですね。3万を超えております。そういうところでも全く置いてないし、赤穂もですね、豊岡もずっとないということがあります。

福崎町の場合もこの間経過をいたしましてですね、今考えてみますと、先ほど言ったように、この時期考えてみますとですね、要らないのではないかと。置かないのがよいのではないかというふうに思うんです。やっていけるのではないかと思うんです。費用的にもですね、昨年令和4年の決算書レベルで見ますと、1,250万円ほどですね、経費がかかっております。これは水道料金のほうの水道会計のほうで見られております。水道会計の収入はですね、給水収益がもう2億9,000万ありまして、この年2億8,577万円に令和4年になっております。そこで営業費用の中でですね、最も大きな部分を占めるというのが、減価償却費の2億200万円です。そこから長期前受金の戻入を差引きいたしましてですね、1億1,600万が料金収入の中から減価償却として落とさざるを得ない。残った額ですね、人件費も電気代も修繕費も全部ですね、回さなきゃならんというふうなことになるわけです。

そこでですね、この1,250万円はですね、私は無駄遣いじゃないかというふうにですね、言葉としては言わせていただきますが、県下ですね、福崎町除けばですね、町はどこも置いていない。だからもう人口がですね、20万とか10万、20万以上のところでない置いてないというふうな、そういうふうな状況であります。どこもですね、町長が責任持ってやられておることですから福崎町の場合も、一定の期間を置いてみて、この際ここですね、改めて考え直して、そうして管理者を置かないという、町長が面倒を見るという、そんな方向にですね、変えられてはいかがかと思うんですがどうでしょうか。

町 長 私は今のところそういった考えは持っておりません。地方公営企業法の本則ですね、地方公営企業には、専任の管理者を、本則です、管理者を置かなければならないということで、町長が代理を務めることができるのは、小規模な自治体ですね、ただし書で書いてあるということでございまして、本来であれば置くのが最もふさわしいということを行っているというふうに思っております。本町では先ほど議員が言われたように、もともとは管理者を置かず町長が管理者の権限を行ってきました。そのときには水道事業と工水事業を持っていたと、こういうことでございます。下水道事業についてはもう一般会計で面倒見ていたという中で、この下水道事業もですね、公営企業法を適用して全部適用していくという中でですね、管理者を置いて、しっかりとこの部分を見ていこうというふうにしてですね、平成30年に管理者を設置する条例を可決していただきました。そのおかげですね、私は行政需要を含めた一般行政分野に集中してですね、私自身できてきたなというふうに思っております。

この水道、工水、そして下水の公営企業の3事業におきましては、現在もそれぞれ大型事業を進めておりまして、さらに効率的な行政運営に取り組んでいくことが求められております。専任の管理者によって、機動的に活動ができる体制を継続することが必要であると思っております。

小林 博議員 下水道全体を敷設工事ほぼ終わるまではですね、下水道課で町長部局でやられ

ておったということです。その管理は町長が責任を負ったわけですね。上水や工水についてもですね、管理者、町長が兼任されてですね、やられておったということで、現在も、どこの市町村を見てもですね、ほぼもう中小の市も含めて市町はほぼ全部もう置いてないじゃないですか。市長や町長がやっておるじゃないですか。

仮に管理者を置いてやったとしてもですよ。どんなふうに運営しようか、今回のような料金値上げを含めてですね、どんなふうに運営しようかということになればこれは管理者の政治方針ということよりもですね、その首長の市長や町長の政治方針がですね、そこに現れてくると言わなければなりません。政治責任は町長・市長にあるんだということです。そこで皆さんがやられておるわけです。

したがってですね、管理者を置いとるからといってですね、町長の政治責任が逃れるわけではないと思うんですが、それは逃れられると思っておられる、逃れようと思っておられるんですか。

町長 地方公営企業法によりまして町長が持っている権限というのは書いてございますので、その分野においては町長に責任があるというふうに思います。

小林 博議員 先ほど言いましたように、地方公営企業法にそういう規定があったということでちゃんと置かないようなことができる、地方公営企業法を何条と、それから施行令と規則の何条に従ってですね、これは置かないというふうにですね。そんなふうに各市町村は例規の中に書き込んでおるわけですよ。したがってですね、それをどこともそれでやられておるわけです。福崎町長はですね、私は尾崎町長はですね、学識、これまでの経歴等を見てですね、非常に立派な方だというふうに尊敬をいたしております。したがってですね、管理者を廃止して町長が管理者を兼務するからできないというふうなですね、そんな低い能力の持ち主でないと、立派な町長だというふうに私は思っとるんですよ。したがってですね、この際これは管理者の制度を廃止をすべきだと思うんです。大きいでしょ、先ほど言いましたでしょ、1, 250万ですよ。ね、これ上下水両方からの分といたしましてですね、何百件のですね、上下水料金に当たりますか。そんなふうに思うんです。そういう計算されたことありますか。こういう状況を、今話をしてですね、それでもなお、住民に下水道料金の値上げを要請されますか。

町長 管理者を置くための条例改正、条例整備のときの質疑を聞いておりますとですね、公営企業管理者の人件費が年間1, 000万ぐらいかかるというようなことでございます。けれども、その分については課員は1人減らしますということで全体の人数は変えませんということで、人件費総額にいたしましては、大きく変動がないようにしていきますというふうな答弁をして理解を得ております。そのように運営をしておりますので、経費がどうこういうのはちょっと私は当たらないのではないかなというふうに思います。しっかりとその分、公営企業管理者は仕事をしてきているというふうに私は思っております。

小林 博議員 次の質問のところに書いておるんですけどね、今、夜間工事やっておりますね。夜間工事。あれは工事監理の委託がやられておりません。1億何千万です。1億8, 000万余りでしたね。その大きな工事ですね、工事監理を委託しておりません。福田の雨水幹線は4, 000万円台でですね、まちセンにですね、まちづくり技術センターに工事の監理委託しておりますよ。川すそのほうは1億8, 000万もの工事ありながらですね、しかも夜間工事でありながらですがしておりません。どんな工事監理やられとんですか、課長。

上下水道課長 どんな工事監理といいますと、内容ですか。我々直営でやっているということですね。川すその夜間工事はですね、まちづくり技術センターのほうに施工管理

をお願いしたんですけれども、夜間工事ということで断られているわけです。ですから我々はお願いしたかったんですけれども、無理だったということでございます。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を2時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時06分
再開 午後 2時18分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小林 博議員 川すそのですね、監理、直営ですが、具体的にどんなふうにやられておりますか。

上下水道課長 上下水道課の職員が交代で晩に出てきて、施工監理のほうというか現場を見ております。

小林 博議員 何人で。

上下水道課長 毎日1人で見ております。

小林 博議員 何人で。トータル誰々。町長入っとなですか。

上下水道課長 町長にはお願いしておりません。で、7人程度だったと思います、1週間に一度回ってきますので、恐らく7人前後だと思っております。

小林 博議員 私も3日ほど工事の邪魔しに行ったんですけれどね。ですから本当に大変な工事で、本当にすごい工事だなというふうに思って現場見て実感をしております。

そこでですね、明くる日仕事もあるのにですね、もう遅くまで担当の方々がですね、おられるわけですよ。ね。人件費ですね、トータル変わらんからええじゃないかというんじゃないしに、その分ですね、人件費が変わらんだけのことをしてるなら、その分ですね、sonだけ深夜大変な目に遭いながら仕事しとる、そんな人を増やすほうの人件費に使ったらどうですか。実質的に仕事をする人に。

町 長 私は川すそ雨水幹線もそうでございますが、水道、工水、下水道、今から大きな事業が続いていきますけれども、管理者には体制を補完するような形で物事を判断する役目を果たしてほしいと、このように思っております。

小林 博議員 この工事監理はですね、委託と直営、その振り分けはですね、どんなふうにされておるのかという質問です。それから全体として委託事業はですね、各種いろんなことで非常に多いわけですね。そのことについての問題意識はどのように考えておられますか。

上下水道課長 委託と直営との区別ということですが、まず1つ目の判断基準に対象工事が補助事業であるか、そうでないかということがまずあります。補助事業ではできるだけ施工監理を入れるように考えておるんですけれども、舗装工事、復旧工事など比較的容易な工事は補助事業であっても施工監理を入れずに、直営で実施をしておるところであります。

先ほども言いましたように委託先の受入れ体制が整わずですね、頼んでも断られる場合もございます。今回の川すそ工事がそのようになっております。そういう場合は直営で実施をしております。

問題点ということですが、工事の場合は施工監理の作業項目の中に積算業務というものも含まれておりまして、職員が慣れない積算業務に従事することが少なくなりまして、ミスも減ってきます。またチェックも必要最小限で済むため、担当は当然ながら担当以外の職員の負担軽減にもつながっておるところであります。委託先と意思疎通や考え方をしっかりと共有できておれば、大きな問題はないと

いうふうに考えております。

小林 博議員 委託にもいろんな種類があるわけですが、あんまり委託が多くなることですね、歴史の積み重ね、経験、知識などの蓄積と継承にですね、問題が起こらないか、その点の心配があるのですが、その点についてはどうでしょうか。

上下水道課長 そもそも職員には人事異動があるわけですから、議員おっしゃられるような知識などの蓄積や継承の問題については、これは委託するしないに限ったわけではないというふうに考えます。逆に委託が多いほど、過去の歴史など細部にわたって洗い出しができるというようなこともありまして、コンサルのノウハウを吸収して職員の知識も増えていく場合も多くあります。

小林 博議員 それは私もですね、両面あるなというふうに思いながら指摘をしておるところであります、こういう心配もあるということですね。

この水道事業の最後のところでですね、住民の方が最近の報道の中で水質管理を心配されております。上水道についてであります。P F A Sの新たな問題、これについての水質管理はどのようにされておるのか。原水、末端、学校等などの貯留タンクについてお答えください。

上下水道課長 P F A Sにつきましては有機フッ素化合物の総称をそう呼んでおるわけですが、発がん性が指摘をされておるところであります。P F A Sについては4, 700を超える種類がありますので、その代表的なP F O SとP F O A、この2つについて福崎町では年1回、2か所で水質検査を行っております。その2か所でございますが、水源ごとに分けておりまして、上水、一番末端ですね、末端でそういう物質が入っていないかという水質検査を行っているところでございます。結果は暫定目標値未満でございますので、今のところは問題はございません。

学校教育課長 小中学校には福崎小学校除く5校に受水槽、全校に高架水槽、合わせて11基の貯留タンクがあります。学校環境衛生基準に基づきましてそれぞれ夏休みに清掃し、清掃後には、各校の飲料水検査を行うとともに、姫路市医師会による水質検査を含む定期検査を行っております。また学校薬剤師さんや養護教諭による水質検査も適宜行って、結果は良好となっております。

小林 博議員 引き続きですね、安全な水ということについての努力方を求めていると思います。

今回のこの問題は体制問題のところが私のまず中心であります。

地方公営企業法の本文どうのこうのと言われますが実態的にですね、全国的にも全県的に見てもこのレベルでは、福崎町のようなレベルでは、管理者がないというのがもうこれは普通であり、そして町長がそれを皆、町長・市長がやっておられるわけです。福崎町長はその能力、私は持ち合わせておられるだろうと言っておるんですが、それはやりたくないというふうなことであればですね、これはちょっと私費ででも出しておいてもらわなんでしょうがないなということにならざるを得ないでしょう。なぜなら、料金値上げに関わってくるからです。ですからしたがって私はこの質疑の答弁を、これでよしといたしてはおりません。

今回の地方公営企業法についての基本点、経営戦略と料金適正化計画の問題、誰が答えました。町長も管理者も答えておりません。全部課長じゃないですか。現場の問題。直接のほうが町長分かりやすいんです。したがって、私は今日の状況をですね、報告をして、明日から町民の皆さんについて下水道料金の値上げがありますよ。経営の中にはこの問題がありますよって、私の考える問題点ありますよということを町民の皆さんの前に訴えてまわりますからね。そのことを町長に通告しておきます。よろしいですね。どうですか。

議長 答弁をお願いします。

町長 それはもう議員活動の一環として、していただいたらどうかなと思います。町は町としての考え方を述べさせていただきます。

小林 博議員 町と町民とがですね、違うというふうな思いをされておるのが違うんです。あなたは総理大臣や知事に任命されてそこに座っておられるんじゃないんですよ。無投票だったとはいえ、町民によって選ばれた。地方自治、自分で治めると書いて自治と読むんですからね。その自治体の責任者とですね、住民によって選ばれた。主人は住民なんですよ。あなたの主人は住民なんです。そのことをお忘れのないようにしておいていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に入ります。安全な町づくりというところであります。

水害対策、出水シーズンに入りました。危険箇所の再認識と被害防止への取組についてお尋ねをいたします。

また調整池の点検は定期的及び危険時期の対応の実施をどうされておるのか、民間のものの部分も含めてお答えください。

まちづくり課長 まず危険箇所の再確認と被害防止ということですが、町の管理してます河川では、本年度は大内川におきまして、支障木の伐採、それから直谷川では漏水箇所の修繕工事、こちらを事業として予定しています。

県のほうでは、本年度は七種川中流、こちらの堆積土砂の撤去を予定していただいているというふうにお聞きしております。県には引き続いてこの堆積土砂の撤去や樹木の伐採、伐根などを要望していきたいというふうに考えています。

また、町で大雨等、災害の発生が予想される場合、こちらにつきましては町におきまして重点箇所、こちらを設定しておりますので、パトロールを行うこととしております。

それから調整池の点検でございますが、まちづくり課管理の調整池ではイマ谷池等がございまして、イマ谷池では毎年9月になるんですが草刈りを実施させていただいております。それから開発により設置されました調整池、こちらにつきましては管理者のほうに適正な管理を求めていくという文書の提出を予定しております。

地域振興課長 地域振興課関係でございます。福崎工業団地に2つ、企業団地に3つ、東部工業団地では4つ、合計9の調整池ございます。町では年2回の草刈りと、それから目視での危険箇所の点検、そしてオリフィスなどの施設の点検を行っております。今後も引き続いて安全対策に努めてまいります。

小林 博議員 私も日常見ることが多いのですけれども、ぜひ問題の起こらないようにですね、対応を求めておきたいと思います。

次に公共施設等、高速道路やら幹線道路も含めてですが、公共施設等の排水がですね、非常に水害の危険性を増しておるというふうな点があると思うのであります。特に工業施設等はですね、非常に大きなものであっても、調整池が造られておりません。そういうことから下流域にですね、農地の冠水や、あるいはいろんなところの被害が発生するというふうな状況が起こっております。これらについてどのように対応をするのかお答えをいただきたいと思います。

まちづくり課長 今議員いわれましたように県の開発許可制度、こちらでは土地の形質を変更する行為、これが1ヘクタール以上の場合には、総合治水条例に基づきまして重要調整池の設置が規定されております。調整池の設置についてはこれを判断基準の一つとして持っております。

ただ公益施設ですが、それについてはその施設によっては開発許可不要施設ということもございまして、そういった場合には設置しておりませんし、また今現在新たに設置ということも予定はしておりません。

小林 博議員 前に福崎高校にですね、調整機能を一部のグラウンドについて持たせるというふうなことがやられました。福崎町についてもですね、町管理のものについても、学校やら、あるいは図書館と浄化センター、あの周辺だけでも4ヘクタールあるわけですが、そういうふうなものがですね、排水が非常に問題になってまいります。したがってこれらのところのですね、駐車場とか、その他の機能も兼ねながら調整機能を設けていくというふうなことがやられてもよいのではないかと思いますのですが、この点についてはどうでしょうか。

公営企業管理者 今、浄化センターのお話が出ましたけれども、浄化センターの敷地につきましては2万3,800平米ございますが、雨水につきましては600ミリの集水管で集めまして、七種川に放流しているところでございます。

小林 博議員 学校等の関係とその他ですね、公共施設の雨水の調整機能の設置についてはどのように考えられておりますか。

まちづくり課長 今、雨水の調整機能ということですが、先ほど申しましたように今、近々に必要であるというようなところは、今現在はないと思っております。その代わりに雨水幹線の整備で、雨水の処理を考えるところでございますので、すぐにどの施設をというのは、今は予定しておりません。

小林 博議員 昔はね、福崎小学校などの場合はグラウンドが低くて、そこが周囲の水を集めるという小学校のグラウンドが調整池だったんです。そういう機能があったんです。今もう上げてましてね、アップしてそれがその下流のほうの水路で、部分的に溢水して被害が起こることもあります。

そんなふうなことも含めてしておりますので、今、一つの問題提起ですからね、こんな提起を議会で出たなということで一つの検討課題としていただければというふうに思っております。

ほ場整備もずっと進んでおりますが、ほ場整備をやりますと排水路の流れが速くなって、集中豪雨のとき一気に水が流れて下流域で冠水や溢水が起こるというふうなことが心配をされたりもしますが、その点についてはどのようになっておりますでしょうか。

農林振興課長 福崎西中学校北側の高岡福田地区ほ場整備事業における排水系統につきましては、大きく分けまして、2系統ございます。一つは、町道西治長野線沿いの排水路を経て、西谷川へ放流する系統、もう一つは福田区の西山川を経て七種川へ放流する系統でございます。どちらも従来どおりの排水路へ接続する計画としておりますので、整備によって少しは排水量の増加や流速が速くなると見込まれますが、下流域の影響は少ないと考えているところでございます。

小林 博議員 特に設計の中で、排水を調整しようという、そういう計画はないということですか。

農林振興課長 既存の水路への接続ということで、そのようなことは今のところ考えてはおりません。

小林 博議員 今後、山崎等の水路、ほ場整備もやられるわけで下流には市街化区域もありますので、これらを慎重に見守りながら臨んでいきたいというふうに思いますが、よろしく対応方をお願いしたいと思います。

それから駅前周辺整備その後の課題ということで挙げておりますが、これは植岡議員の質問でかなり詳しく説明がありました。計画の中でですね、交通安全対策や水害防止などの対応をしっかりとしておくことが求められます。

町道新町千束線などはですね、国道312号線との交点への信号設置等ですね、もう当然のことのようになっているのですが、そういうふうな状況も含めて、交通安全施策も含めて計画の推進をしてほしいと思うのですが、答弁を求めたい

と思います。

まちづくり課長 横断歩道につきましては昨日述べさせていただいたとおりでございます。あと今言われました信号につきましても、千束新町線だけではなく、駅田原線でも要望が上がってますので、そちらにつきましては引き続き、昨日も述べましたように、公安委員会に再要望の日程調整をさせていただいてますので、その場において強く要望していきたいというふうに考えています。

小林 博議員 ぜひですね、これ道路を建設する場合の構造の一部としてですね、考えてやっていただきたいというふうに思います。

次に、交通安全対策について、これまで信号等について駅前とかですね、福崎大橋西の交差点の右折信号とかを具体的をお願いをしておりますが、この進捗状況についての報告がさっぱり分かりません。これらについてのですね、状況をお伝えいただきたいと思います。

住民生活課長 信号機の設置につきましては、先ほど言われました福崎駅前の交差点、それから南大貫の交差点、それから福崎大橋西詰の時差式への変更、こういったものは毎年要望を行っております。今後も継続して根気強く要望を行っていききたいと思っております。

小林 博議員 その見通しについてはもう全く分からないということですか。それとも何か、今こういう状況ですという報告がですね、住民の方にできるような状況というのはいないのでしょうか。

住民生活課長 申し訳ありません。見通しというのはちょっとまだ把握しておりません。

小林 博議員 この点についてはですね、これまでも担当課から非常に分からないという答弁が多いのですが、これらについてはですね、理事者のほうで、町長のほうでですね、特段の努力方はまた改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、三木宍粟線の新七種橋のところでの交通事故が非常に多いんですね。これは非常に見通しが悪い。といいますのは、橋の欄干のですね、構造が非常に重厚なものであって、両端のものが非常に原始的なものになっておりましてですね、全く見えないという。そこでですね、この間も私の知人が事故に遭いましてですね、しとんですけれど、これはもうちょっと欄干の改良を含めてね、検討していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

まちづくり課長 今言われてます新七種橋の高欄ですが、これは当時はやりました景観型が設置されているものでございまして、やはり言われてように、その分視距が落ちていたと思います。この前、管理者であります兵庫県に確認をさせていただいて、もう少し見やすいといいますか、すっきりしたものをという要望出しておりますが、県からはやはり今後取替えなどのタイミング、これのときに検討していきたいという回答でございました。

小林 博議員 取替えというのはいつ頃になるんですか。

まちづくり課長 時期についてはまだ決まっております。

小林 博議員 事故防止の観点からですね、いつになるか分からないということではなしに、技監ぜひこの点ですね、現場を見てですね、お願いしたいと思うんですがよろしいでしょうか。

技 監 私のほうもですね、まちづくり課長と一緒に現場も見させていただきまして、先日も福崎事業所のほうに一緒に要望に行ったところでございます。引き続き継続して県のほうには要望していきたいと考えております。

小林 博議員 それから次にですね、河川管理等の事業が不十分で次の災害を誘発していないかというふうな問題であります。

小さくは河川内の草刈り等をやられておりますが、刈った草を撤去する場合と

刈り倒して置いておく場合というのは、刈り倒して置いておく場合はもう次、水が出たりですね、流れて下流で詰まって被害を起こすようなことになるのですが、そういう部分があるというふうなこと。それから先日の雨で新町の大井堰が被災をしました。数年前に大規模な工事をやってですね、これで当分大丈夫だろうと思っておったのですが、この春にやられました県による河川内の土砂撤去があんな上流までやるのかと、井堰近くまでやられて、これがずっと心配をしておったわけですが、案の定という形になりました。あの程度の水でですね、改修されたばかりの井堰が壊れるというのは、そういう問題はなかったんでしょうか。

技 監 今回の井堰の被害でございしますが、井堰の基礎部分の土砂がですね、水流により深く掘られたということが原因と考えております。土砂撤去工事の際ですね、井堰の管理者の方からお申出があつてですね、県や県の工事受注者と費用負担を含めた協議をした上で、そうした深掘れですね、に対する何らかの手だてができておれば被害は防止できたのかもしれないというふうにはちょっと考えるのですが、ただ、河川管理者のほうがですね、占有施設の被害を予測して、あらかじめ管理者の方に何らかの対策を実施するよう働きかけるっていうのは通常行っておきませんで難しいというふうに考えております。

小林 博議員 井堰のすぐ近くまでですね、掘削されてる。水管橋のかなり上流まで掘削されておりますから非常に落差が大きくてそういうことになりはしないかということを実は心配をしておったんですが、そのとおりになりました。そんなことが起こっておりますので、事後処理方と今後の課題としてやってほしいというふうに思います。

次、給食の関係に入りますが、教育の問題ですね。ちょっと教育扶助については次のときにします。

給食については、1年間無料という英断を振るわれたわけですが、そうなりますと今度ですね、本年度残りの半年間はいきなりどうなるんだというふうなことにもなるわけで、この点については、何らかの検討はされておるんでしょうか。

企画財政課長 令和6年度は、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、町内の認定こども園、小中学校において、令和6年4月から6か月分の給食費無償化を実施しています。

令和6年度後半期につきましては、現在のところ、地方創生臨時交付金の追加交付もなく、給食費無償化を継続する財源がないため、給食費を徴収することとなります。

小林 博議員 言いようがないね。それは分かっているけれど1年間無料だったんだからそれを何とかですね、考える検討はないのかというふうなことを聞いておる。検討はできない、した、したとかせんとかですね、そういうふうなこと、答弁にはならんのですかね。

副 町 長 ここ1年間無償化にしてきた中で新たに給食費を求めることはですね、つらいところもあるんですけども、今の福崎の財政状況の中でこれだけの財源を捻出するっていうのは私はもう不可能に近いと思っておりますので、やむを得ないと思っております。

小林 博議員 この件についてもですね、できれば何らかの形での継続ないし緩和処置をしてほしいというふうに思うということは伝えておきます。

次に万博の問題であります。学校から動員しようというふうな計画が言われております。今回の万博はいろいろ問題があつてですね、特にガスの問題、ガス爆発の問題が心配されております。至るところでガス抜きのパイプがあり、それで時々爆発が今でも起こっているという状況があります。それから交通問題、熱

中症の問題など、懸念材料が多く指摘をされております。このような危険を伴うようなところに学校を動員するのはどうかという議論があるのですが、福崎町どう対応するのかというふうな質問をさせてもらっております。リスクをどのように検討されたでしょうか。

学校教育課長 本日の一般質問の中でもご質問いただきまして、教育委員会としましては、4月の時点での教育委員会で、再度の答弁となりますが、保護者の仕事の都合や金銭面で家庭から行くことができない児童生徒もいると思いますので、学校行事として参加する方向で考えているところであります。

今おっしゃられたような様々なリスクがあるということではありますが、詳細につきましては、今後開催される県主催の説明会等で確認してまいりたいと思います。

小林 博議員 そういうリスクの問題等ですね、教育長や課長や皆さんがおられるわけですから、そういうリスクの問題というのは世間で報道でもされておるわけですからね、そういうものは認識をされておるんですか、いないんですか。

学校教育課長 まだ詳しい県からの資料等はいただいておりませんが、ガスの問題につきましても、またその説明会の折に詳細は説明もあり、今後の展望についても教えていただけると聞いております。

小林 博議員 私あくまでですね、教育委員会の福崎町の子どもを預かる教育委員会の自主的な判断が要するというふうに思います。県任せ、あなた任せのそんな姿勢はやめてください。

次に農業の問題についてであります。

今国会の焦点の一つが食料・農業・農村基本法の改定でした。いわゆる食料自給率は38%。改定基本法は、自給率の向上を最大の目標から外して、いろいろある指標の一つにかさ上げをしました。安定的な輸入の確保という条文を新設して、さらに輸入をしています。輸入を拡大しようとしています。自給率や後継者の問題を解決できるかどうかの心配は募るばかりであります。

福崎町の農業を考えると、今回の基本法改定をどのように評価されておるんですか。町長の視点があれば伺いをしたい。

それから現在、町で進められておる地域計画について、その目的と拘束力、今年度内の作成のことについて、その見通しについてお尋ねをいたします。

町長 農業基本法が新たに改正をされて、今までの基本法では、食料の安定供給の確保、それから多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村振興といったところが問題として提案をされておったわけですがけれども、その農業の安定供給の確保のところがですね、安全保障の確保というところ、それから、農業がですね、環境面に及ぼす影響といったところが追加されているというように聞いて、そのようになっています。

私自身は以前にも申し上げたかもしれませんが、農業を、今はそうではないんですけれども、成長産業の一つではないかなというふうに私自身は思っております。そうあってほしいというふうに思っております。お米が余っているといった時代はですね、もう戦後今までの大体もう70年ぐらいであってですね、それまでの期間は食料がですね、十分にあったとは言えない時代であったというふうに思いますし、世界的に見ますとですね、今でさえ飢餓の国もあってですね、食料事情は厳しいところがあるといったことを考えますとですね、今後は農業については可能性のある産業だなというふうに思っておりますので、この基本法をきっかけとして、農業がさらに発展する産業になってほしいなど、このように思っております。

農林振興課長 地域計画についてですけれども、令和５年４月１日から、人・農地プランが地域計画として法定化され、市街化区域を除いた区域において、令和７年３月末までに策定することが求められております。

その目的ですが、これまで地域の皆様のご努力で守り続けてこられた農業・農地・集落の環境を次の世代に着実に引き継いでいくことを目的としております。通告書に書かれておりました法的拘束力ということなんですけれども、この地域計画では目標地図、将来の農地利用の方針として目標地図をつくりませんが、法的拘束力はありません。

小林 博議員 本年度内に作成とのことでその見通しはどうでしょうか。

農林振興課長 見通しについてですけれども、現在３１集落中２２の集落で役員説明会を、役員説明会を経まして１５の集落で説明会を行っております。そのうち集落においての協議の場、座談会を実施しましたのが５集落となっております。今年度中に全ての集落での地域計画の策定は非常に厳しいものだと思っております。

今のところ、今までに実質化された人・農地プランがある１８集落での地域計画策定を最低目標として頑張っているところでございます。

小林 博議員 現在の状況を見ますとですね、放棄田に近いようなところとか様々後継者を含めて心配があるわけでありまして、これらがどのようにこの計画の中で進むのかなというふうに興味を、関心を持っておるところであります。引き続いてまた関心を持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後にいつもお聞きをしております信頼と住民参加に欠かせない問題として、高橋・板坂の不法投棄の問題の取組状況をお伺いをいたします。最近の取組とその見通しについてお聞かせください。

住民生活課長 まず高橋の現場についてですけれども今現在、継続して西播磨県民局環境課との協議を続けております。前回の３月議会以降も原因者に再三連絡を取っております。原因者は今現在資力がなく、廃棄物の搬出を行うことがなかなかできないとのことですが、先週原因者から県に、現場に行行って搬出を行うと、重機を入れて搬出を行うとの連絡があったと聞いております。

まちづくり課長 板坂塩田線についてでございますが、民生まちづくり常任委員会で報告させていただきましたように、相手方が控訴をいたしております。控訴内容につきましては、判決の全て、境界の確定でありますとか、不法に占有したことに対する土地使用料の支払い、それから、取得事項の成立の否定を判決でされたわけですが、それに対し全てに対し反論がなされた内容が提出されております。

町としましては、当然ながら相手方の主張は認められるものではございませんので、裁判所に対しては、この控訴内容全てに反論いたしまして、この控訴の棄却及び今回の弁論の速やかな終結、こちらを強く求めていこうというふうを考えております。

小林 博議員 いずれにしてもですね、毅然たる対応で臨んでいただければいいし、できるだけ早く結果を見せてほしいというふうに思っております。特に高橋の件についてはですね、もう再三言っておりますが、小規模なときに地元から言ってこられて、そして委員会で私も取り上げました、そのとき副町長であった現町長がですね、これは許されぬ問題だ、対応しなきゃならんというお答えをいただきました。そういうふうな状況の中でですね、このようなことになっておるわけでありまして、行政の責任が非常に大きいというふうに私は常々申し上げておるとおりであります。そのことについては変わりはありません。引き続きですね、この問題についての追及を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議

長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議４日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会５日目は、明日６月２１日金曜日、午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ２時５６分